

平成28年度決算 参考データ集

～データで見る京都市財政のあらまし～

決算収支の状況と

他都市比較で見る京都市財政の特徴

平成29年9月
京都市行財政局

目 次

I 28年度決算の状況

1	決算収支の状況	1
	(1) 一般会計の実質収支	1
	(2) 公営企業会計の決算収支	2
2	歳入	3
	(1) 一般財源収入	3
	(2) 市税収入	3
	(3) 地方交付税及び臨時財政対策債	4
3	歳出	5
	(1) 性質別経費	5
	(2) 行政目的別経費	5
4	市債	6
	(1) 市債残高	6
	(2) 市債（臨時財政対策債を除く。）の新規発行額と償還額	7
5	財政健全化法に基づく健全化判断比率	8

II 他都市比較で見る京都市財政の特徴

1	歳入	9
	(1) 市税	9
	(2) 地方交付税及び臨時財政対策債	11
2	歳出	13
	(1) 人件費	15
	(2) 扶助費	16
	(3) 公債費	17
3	財政調整基金残高	19

用語の説明

- **実質収支** (p. 1, 8)
一会計年度の決算において、収支が赤字であったか黒字となっているかをみるための指標で、当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除して算出
なお、前年度実質収支と当該年度実質収支の差額が「単年度収支」である。
- **財政健全化法** (p. 8, 18)
地方公共団体の財政破綻を早い段階で防止することを目的に、平成 19 年に成立した法律。地方公共団体の財政状況を、全会計の収支の状況、借入金の償還負担の大きさ、将来負担しなければならない経費の大きさなどを示す五つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率（公営企業））により判断し、指標が一定の基準を超えた地方公共団体は、財政健全化計画等を策定し、早期の健全化に取り組まなければならない。
- **臨時財政対策債** (p. 3, 4, 6, 7, 9, 11, 12, 17)
地方交付税の不足を補うために平成 13 年度に創設された赤字地方債。将来の元利償還額が、地方交付税算定の際の基準財政需要額に算入されることとなっており、いわば地方交付税の前借りともいえるもの
- **普通会計** (p. 9～19)
各地方公共団体の財政状況を把握し、地方公共団体間の財政比較等のために用いられる統計上、観念上の会計。一般会計を基本にして一部の特別会計を合算し、会計間の重複を控除したもの
- **基準財政需要額** (p. 12)
地方交付税算定のための基礎数値として、地方公共団体が合理的かつ妥当な平均的水準で行政を行った場合に要する財政需要を一定の合理的な方法で算出した額
- **基準財政収入額** (p. 12)
地方交付税算定のための基礎数値として、地方公共団体が標準的な税の徴収を行ったという前提条件の下に歳入額を算出したものであり、標準税率で算定した地方税等の収入見込額（標準税収入額）の 75%分に地方譲与税等を加え算出される。（残りの 25%分は、「留保財源」と呼ばれ、各地方公共団体の独自施策等の実施に充てることができる。）

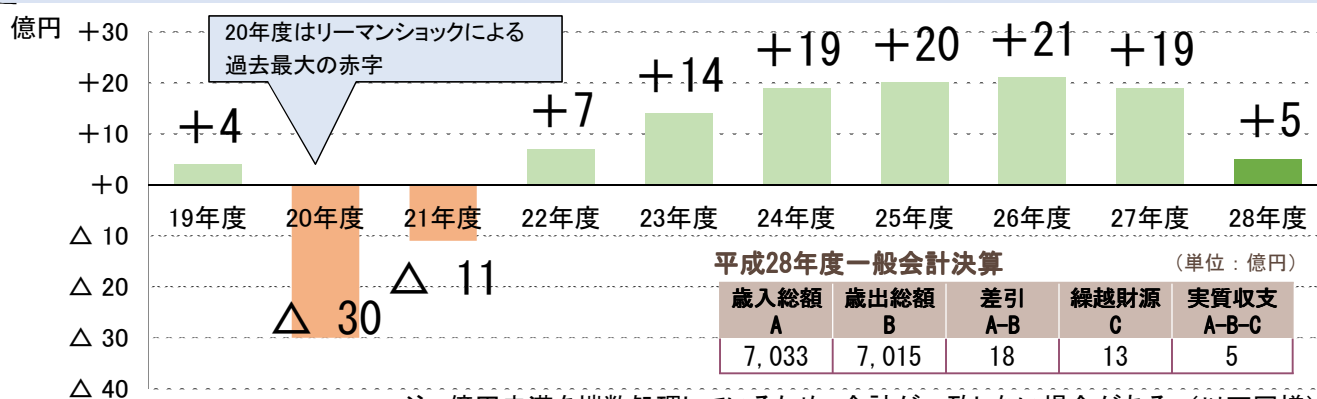
28年度決算の状況

1 決算収支の状況

(1) 一般会計の実質収支

● **実質収支は+5億円となったが**、市税・府税交付金が134億円下振れしたことにより**実質収支が△11億円となった21年度決算以来の厳しい財政状況**

- 全国的な税収の落ち込みや地方交付税の減少に伴い、**一般財源収入が当初見込みから大きく下振れ**
- 社会福祉関連経費を確保し、「京プラン実施計画第2ステージ」に掲げる京都の未来に必要な事業を推進するため、**全庁を挙げて歳出抑制、歳入確保を徹底**
- そのうえで、**なお不足する財源を、財政調整基金の取崩し**（2月補正後の残高8億円を全額取崩し）、**将来の借金返済に備えて積み立てている公債償還基金の取崩し**（当初予算で計上した50億円を全額取崩し）**により確保**

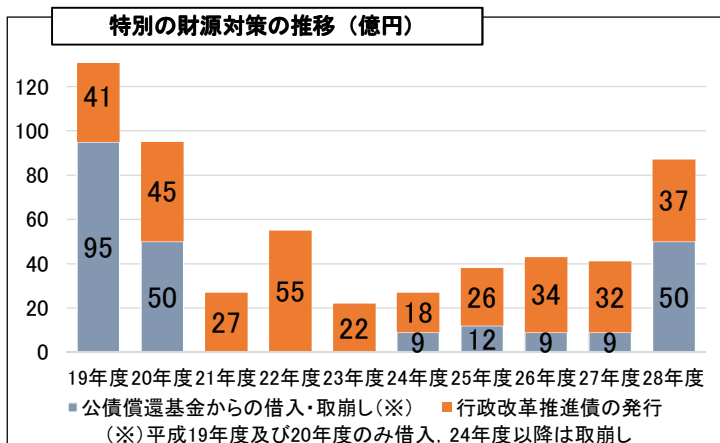


平成28年度一般会計決算 (単位: 億円)

歳入総額 A	歳出総額 B	差引 A-B	繰越財源 C	実質収支 A-B-C
7,033	7,015	18	13	5

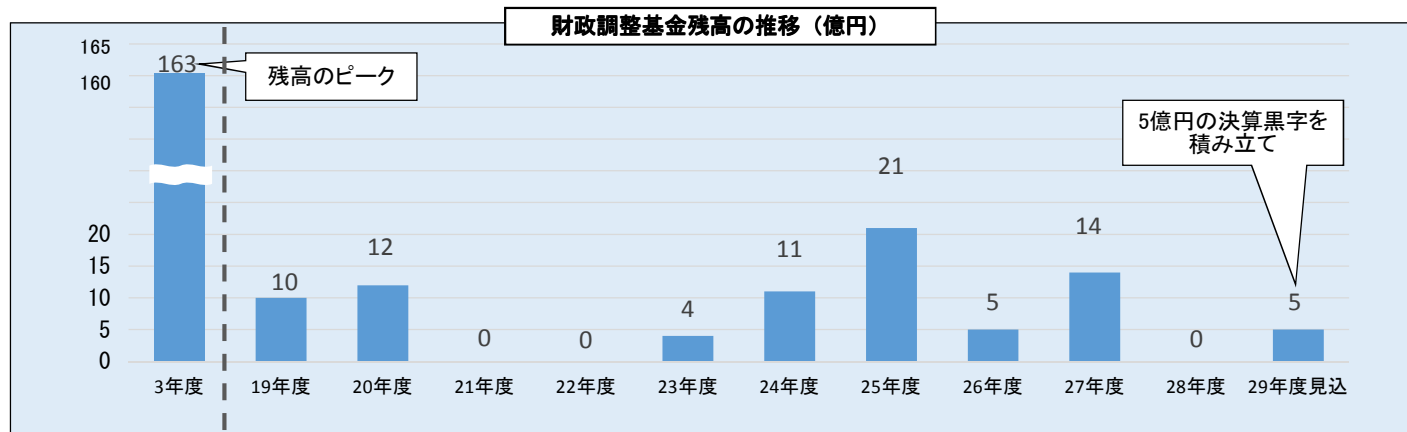
注 億円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。(以下同様)

特別の財源対策及び財政調整基金の状況



◇公債償還基金の借入・取崩し (単位: 億円)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
当初予算計上額	95	50	-	41	26	61	93	12	32	50
決算での取崩額	95	50	-	-	-	9	12	9	9	50

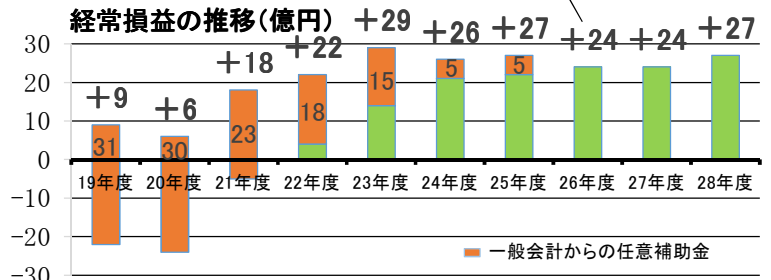


(2) 公営企業会計の決算収支

一般会計に頼らない「自立した経営」を達成

ア 市バス事業

- 経常損益は、前年度を3億円上回る**27億円の黒字を確保**
- **3年連続で1万人規模の大幅な増客を達成**
- 一般会計に頼らない「**自立した経営**」を堅持
- お客様目線に立った利便性向上の取組など「**攻めの経営**」を推進

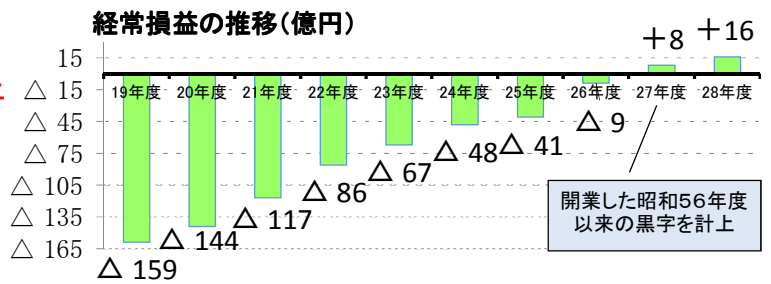


◇お客様数の推移(千人/日)

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
お客様数	311	314	314	321	326	341	353	363
対前年度増加数	-	3	0	7	5	15	12	10

イ 地下鉄事業

- 経常損益は、**2年連続の黒字**で**16億円を計上**
- 経営健全化計画における**1日当たり5万人の増客目標を2年前倒しで達成**
- 全国地下鉄唯一の健全化団体からの脱却へ展望は見えつつも、企業債等残高が3,764億円(ピーク時(20年度)4,922億円)、累積資金不足も309億円にのぼり、**依然、厳しい経営状況**



◇お客様数の推移(千人/日)

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
お客様数	327	330	334	339	348	359	372	379
対前年度増加数	-	3	4	5	9	11	13	7

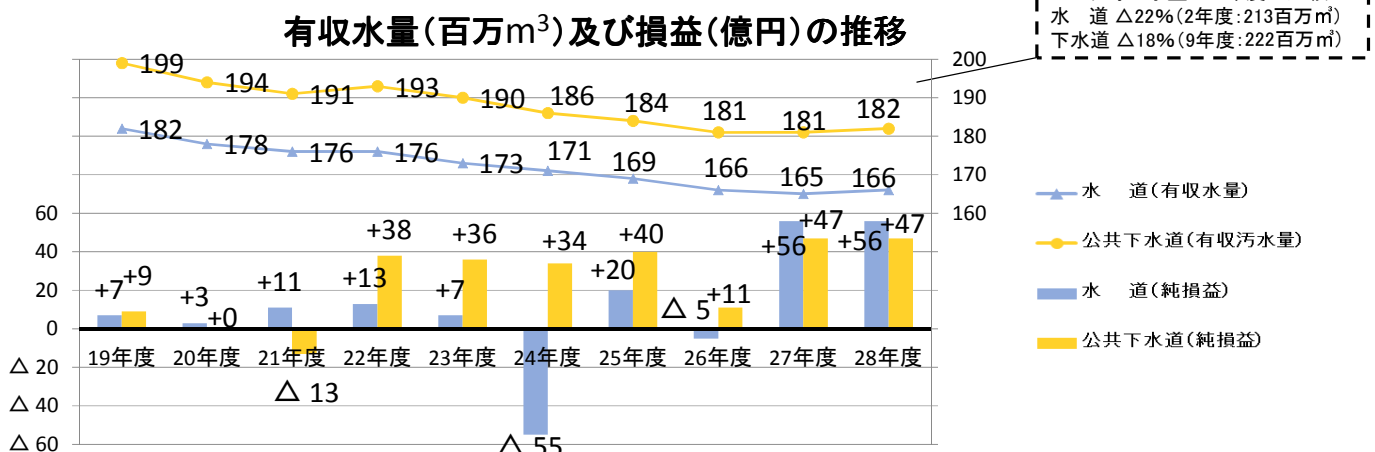
ウ 上下水道事業

夏場の気温上昇や使用者数の増加により、6年ぶりに増加(業態別では、観光の活況によるホテルやレストラン等の使用水量が増加)

- 減少傾向が続いていた水需要が微増に転じるとともに、営業所の再編や職員定数の削減など、効率的な事業運営に努めた結果、**水道事業は2年連続、公共下水道事業は7年連続の黒字**
- **老朽化した水道管更新のスピードアップ**や、**雨に強いまちづくりに向けた雨水幹線の整備**など、中期経営プランに掲げる事業を着実に推進

※ 琵琶湖疏水通船復活による新たな観光資源の創出や、山ノ内浄水場跡地の活用

➡ **地下鉄増客や地域の発展にも寄与**

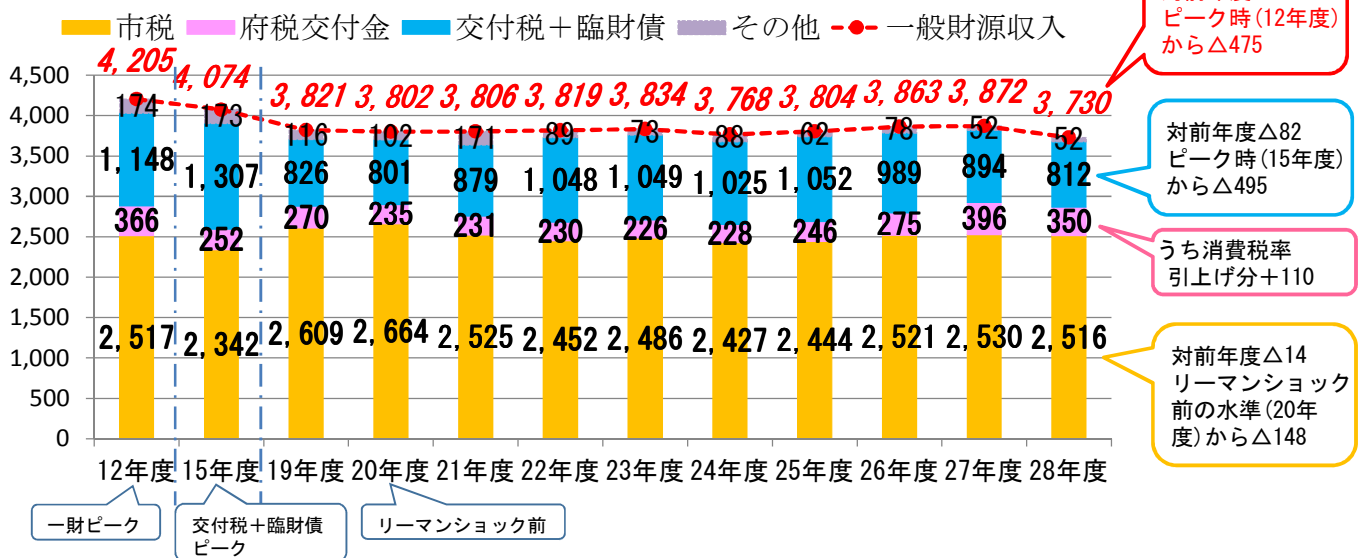


2 歳入

(1) 一般財源収入

- 円高の影響や消費の伸び悩み等により、地方税収は、全国的に年度当初の見積もりから落ち込み、本市においても、個人市民税や固定資産税は堅調に推移したものの、法人市民税が減少し、市税収入が4年ぶりの減収に転じる
- 地方消費税等の落ち込みにより府税交付金が40億円の減少、そして地方交付税等が82億円の減少と、当初予算での見込みから、一般財源収入が140億円を超える大幅な下振れ
- 地方消費税交付金のうち、消費税率の引上げ（5%→8%）分は110億円（府税交付金の内数）で、その全額を社会保障の維持と充実（1,256億円）のために活用

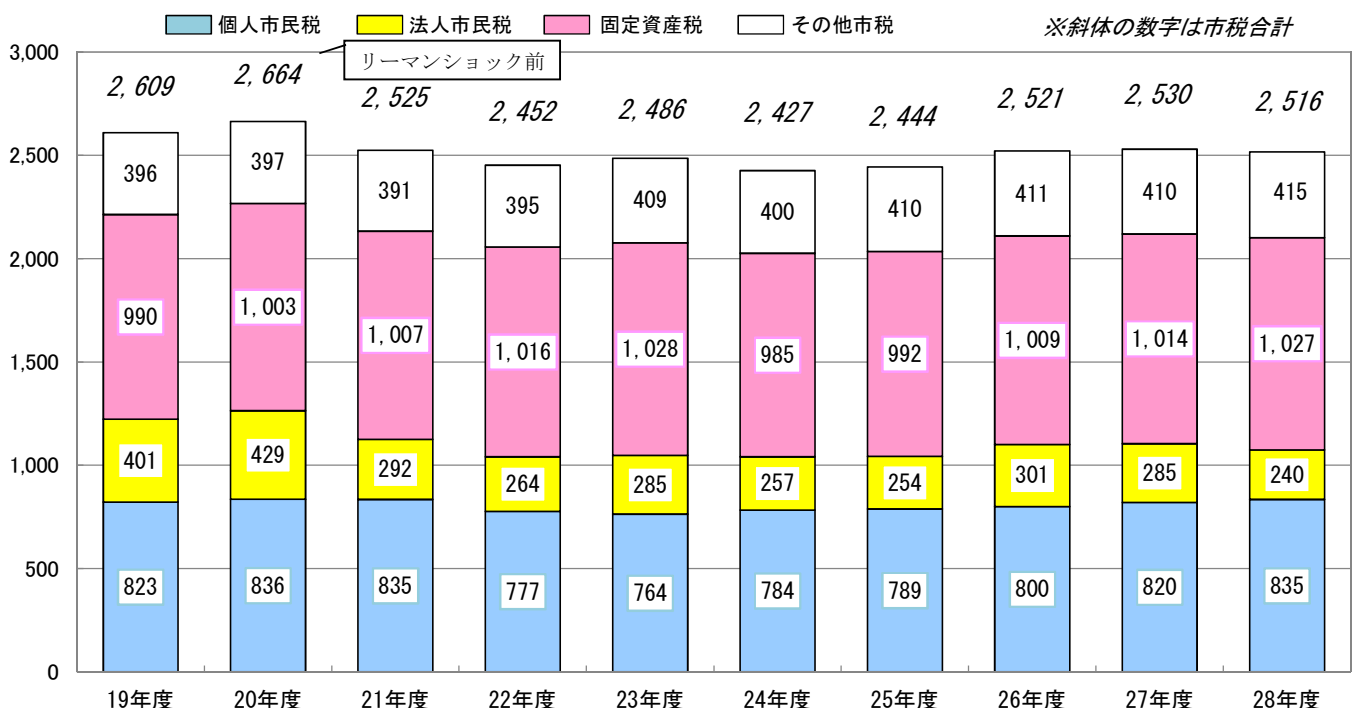
一般財源収入の推移(億円)



(2) 市税収入

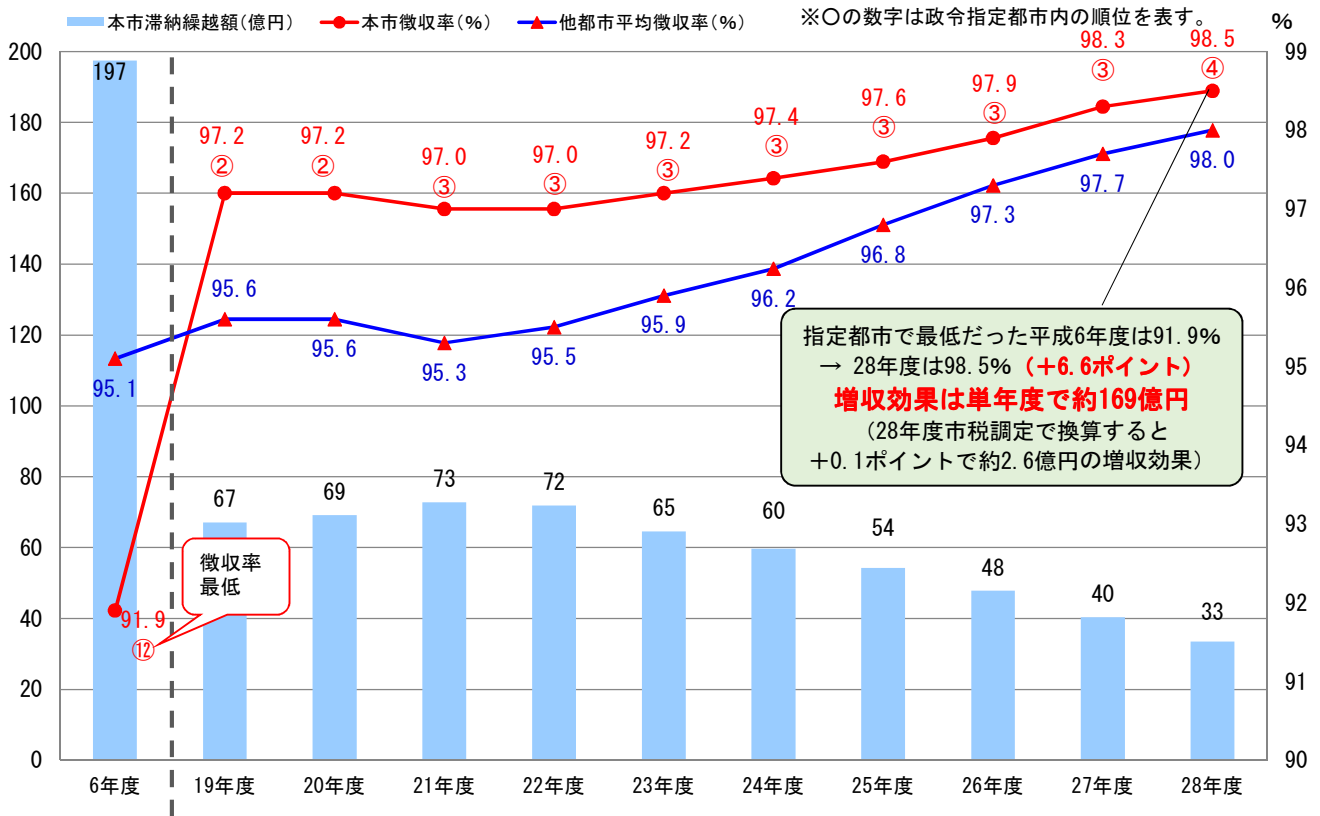
- 個人市民税や固定資産税は堅調であったものの、法人市民税が前年度決算から45億円減少し、市税収入は、4年ぶりの減収
- リーマンショック前の水準（平成20年度）を148億円下回る厳しい状況が続く

市税(科目別)の推移(億円)



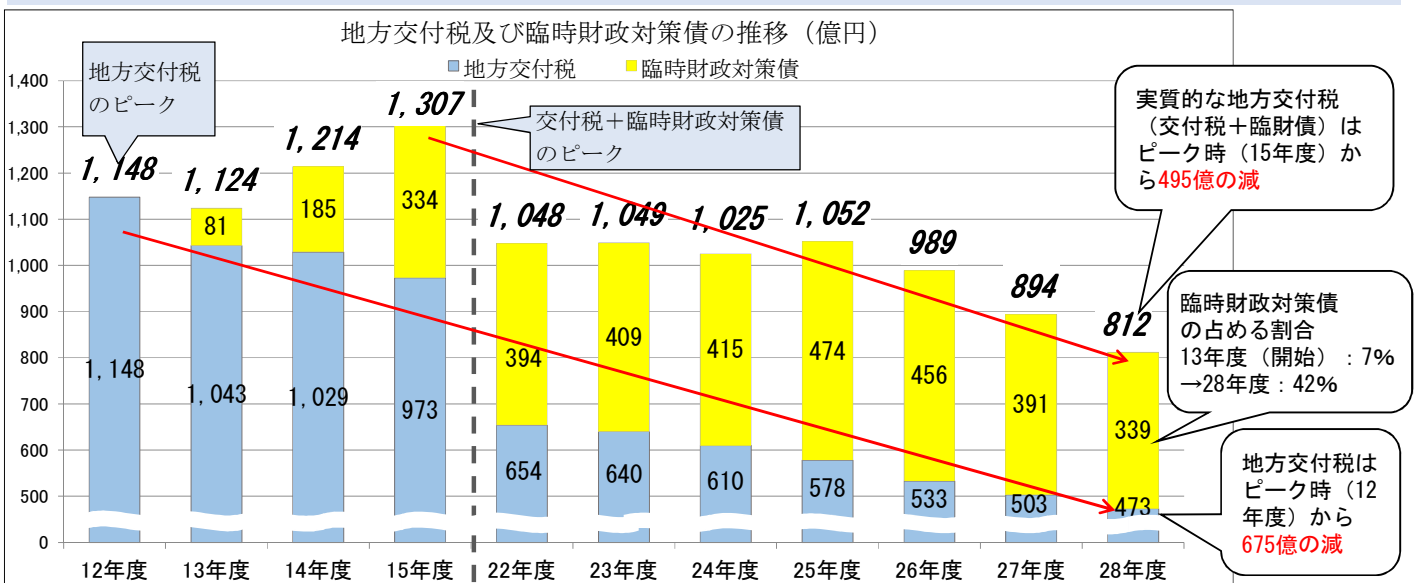
- 市民の皆様の御理解と全庁を挙げた取組で、**市税徴収率は5年連続で過去最高を更新（98.5%）**

市税の徴収率、滞納繰越額の推移（億円）



(3) 地方交付税及び臨時財政対策債

- **実質的な地方交付税（地方交付税＋臨時財政対策債）はピーク時（15年度）から495億円も減少**し、この間の市税及び府税交付金の増272億円（15年度 2,594億円→28年度 2,866億円）を大きく上回る減少



- ・ 社会福祉費など増大する行政経費に応じた地方交付税の必要額の確保
- ・ 臨時財政対策債の廃止と法定率※の更なる引き上げによる地方財源不足額の解消
※国税収入のうちどれだけ地方交付税の原資に充当するかを示す割合
- ・ 大都市特有の財政需要を的確に反映する算定方法の見直し

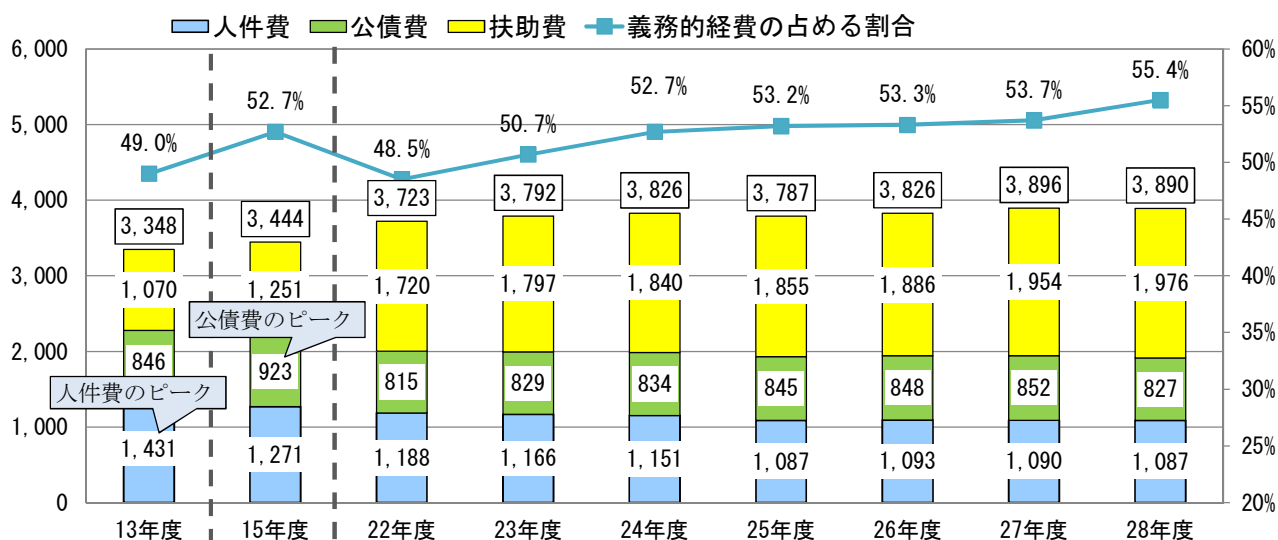
これらを
国に要望

3 歳出

(1) 性質別経費

- 性質別経費のうち**義務的経費**(人件費, 公債費, 扶助費)の占める割合は**55.4%**と多く, 増加傾向
- **人件費**は, 職員数の削減等を進めてきたことから, **ピーク時(13年度)から344億円減少**
- 過去に発行した市債の償還経費である**公債費**は, **ピーク時(15年度)から96億円減少**
- **扶助費**は, 福祉・子育て支援の充実等により**増加傾向**

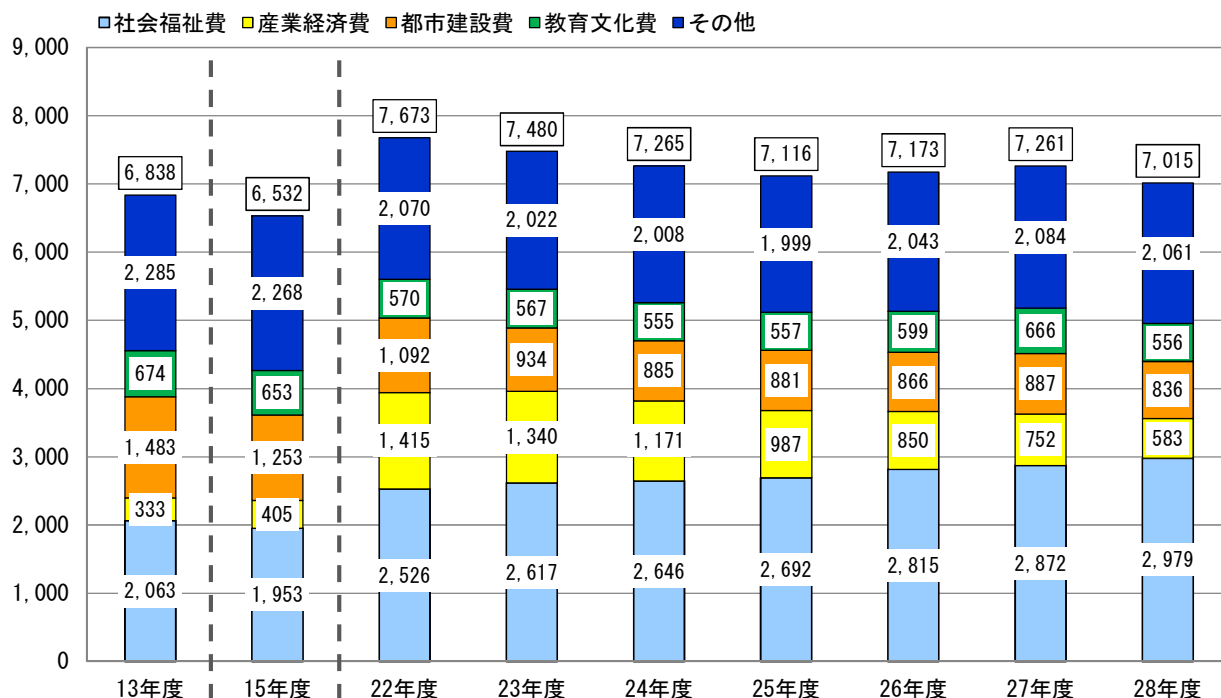
性質別経費のうち義務的経費の推移(億円)



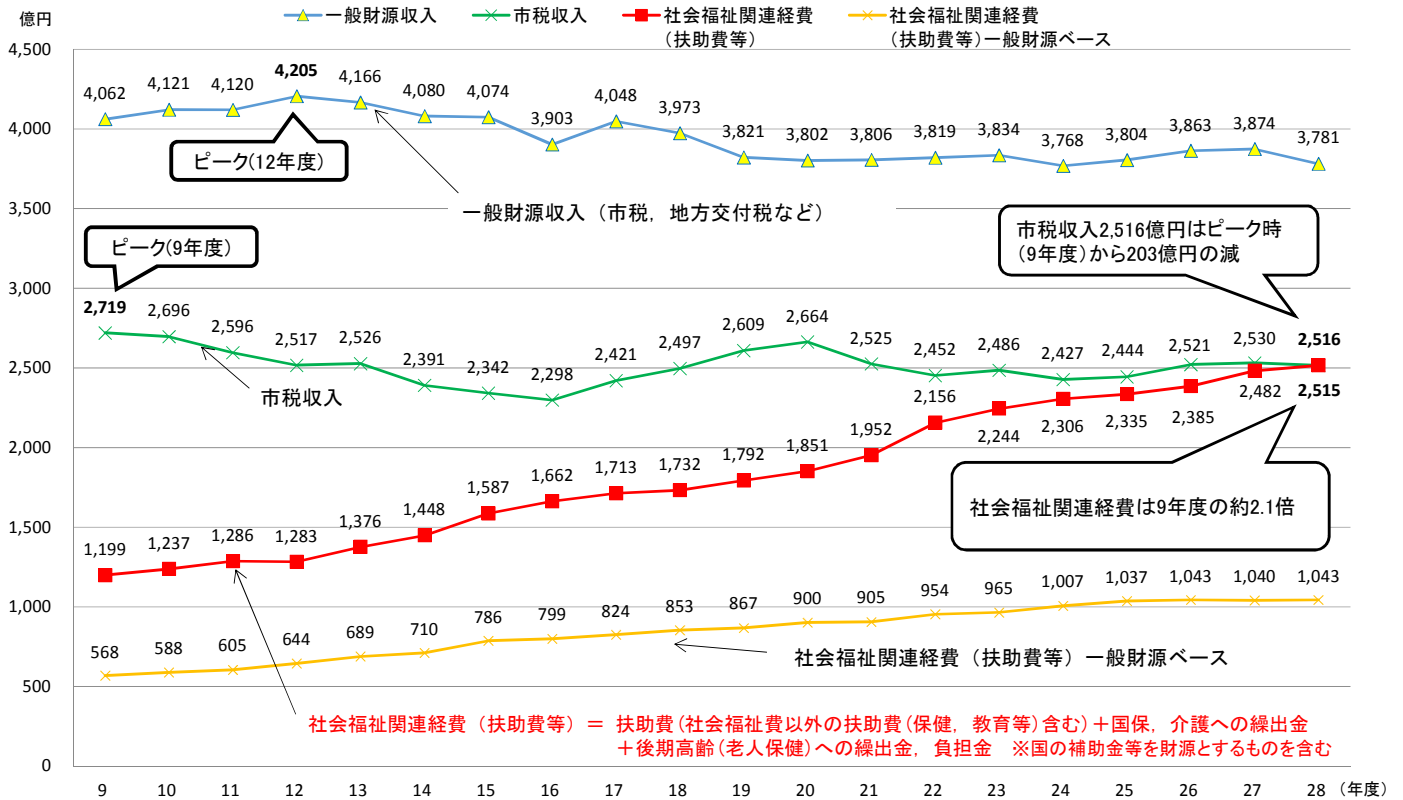
(2) 行政目的別経費

- **社会福祉費**は, 福祉・子育て支援の充実等により**増加傾向**
- **産業経済費**は, 企業の資金ニーズに応じた中小企業金融対策費の減等により**減少傾向**

行政目的別経費の推移(億円)



一般財源収入, 市税収入, 社会福祉関連経費の決算額推移(億円)



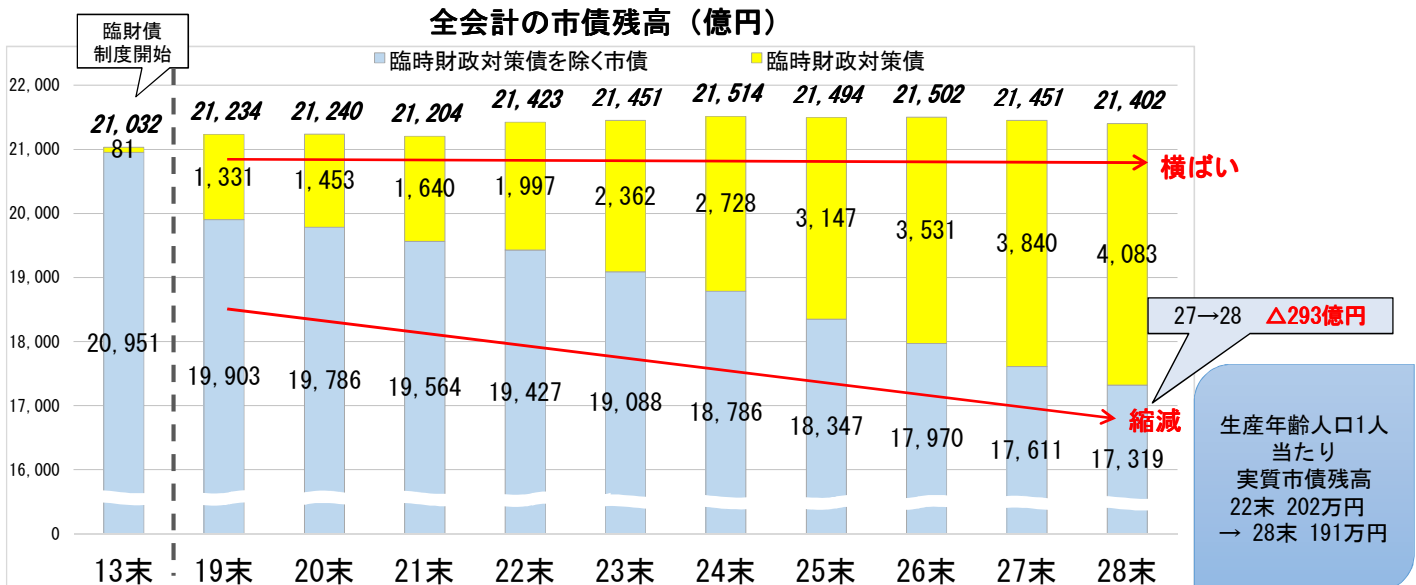
4 市債

(1) 市債残高

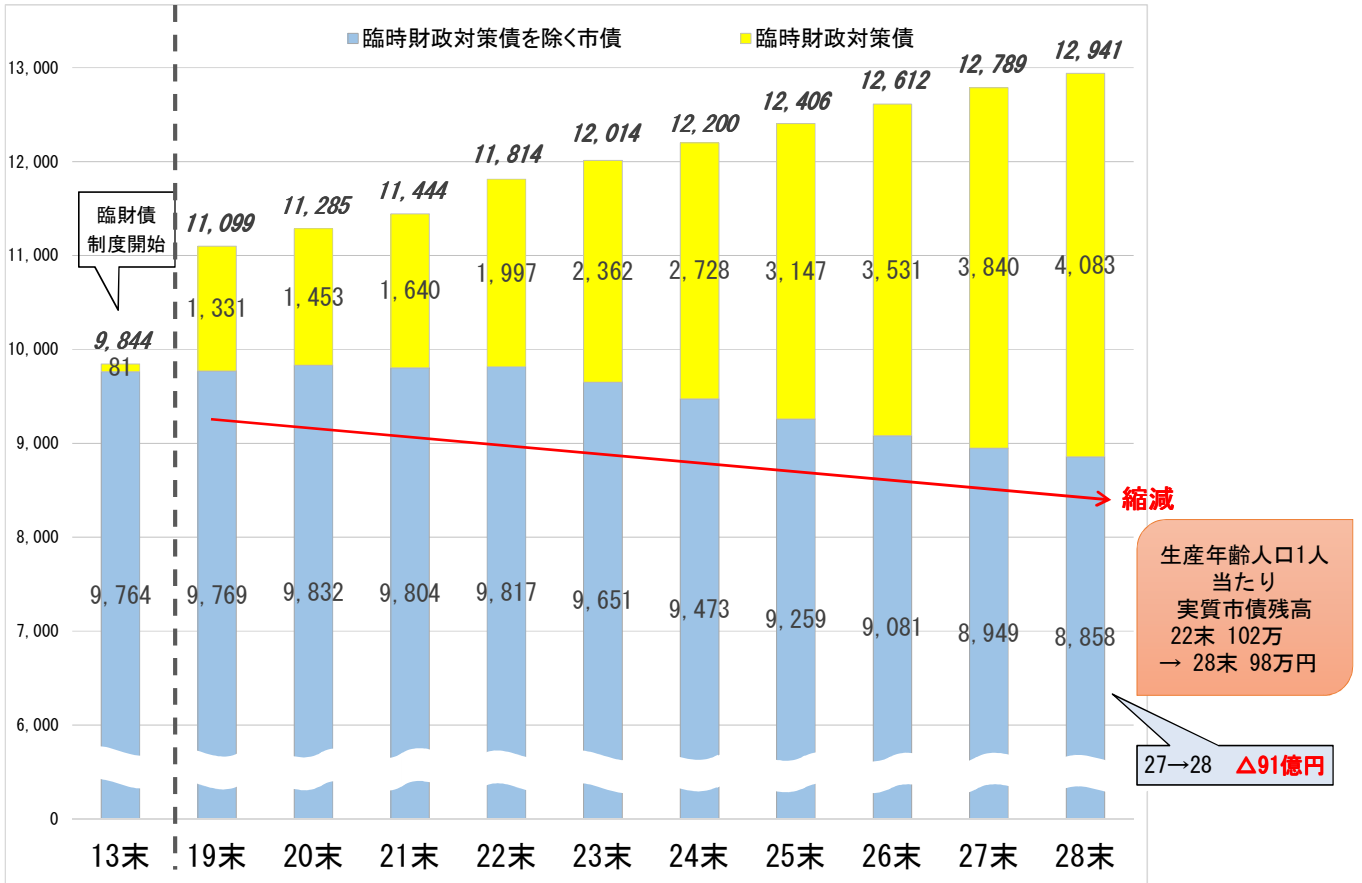
- 国が返済に責任を持つ臨時財政対策債を除く **実質市債残高は、全会計・一般会計ともに縮減**
- 臨時財政対策債は、地方交付税の代わりに国が機械的に配分するもので、本市において発行額をコントロールできず、**近年は臨時財政対策債の残高が増加** (※)

※国による算定方法が、22年度から、人口規模に応じた方式から財政力指数に応じた方式に段階的に変更。
本市財政は厳しいものの、一般市町村平均と比べると財政力指数が高いため、発行額が増加する要因に。

- これを含めると、**全会計の市債残高は横ばい**で推移しているが、**一般会計の市債残高は増加**



一般会計の市債残高（億円）

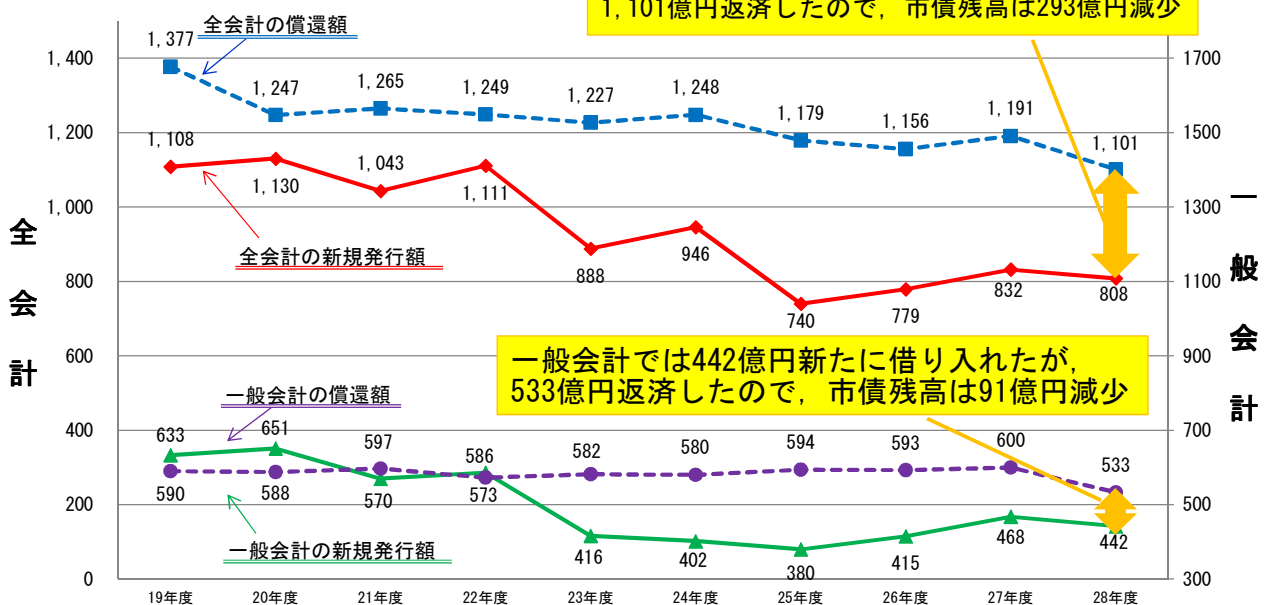


(2) 市債（臨時財政対策債を除く。）の新規発行額と償還額

- 市債残高（過去の借金）を着実に減少させるためには、新規の市債発行額（新たな借金）を償還額（借金の返済）の範囲内にとどめることが必要
- 全会計**：借金の返済 1,101億円－新たな借金 808億円＝市債残高は 293億円減少
- 一般会計**：借金の返済 533億円－新たな借金 442億円＝市債残高は 91億円減少

市債の発行額と償還額の推移（億円）

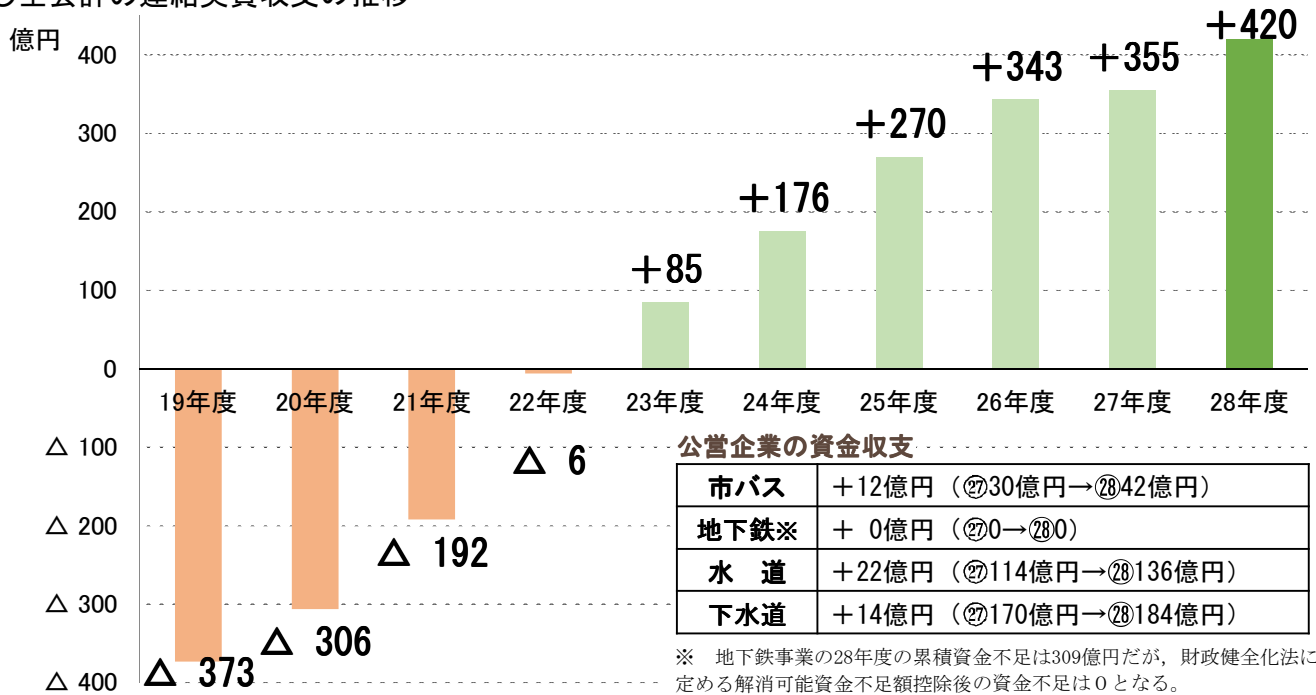
(※) 借換債及び臨時財政対策債を除く



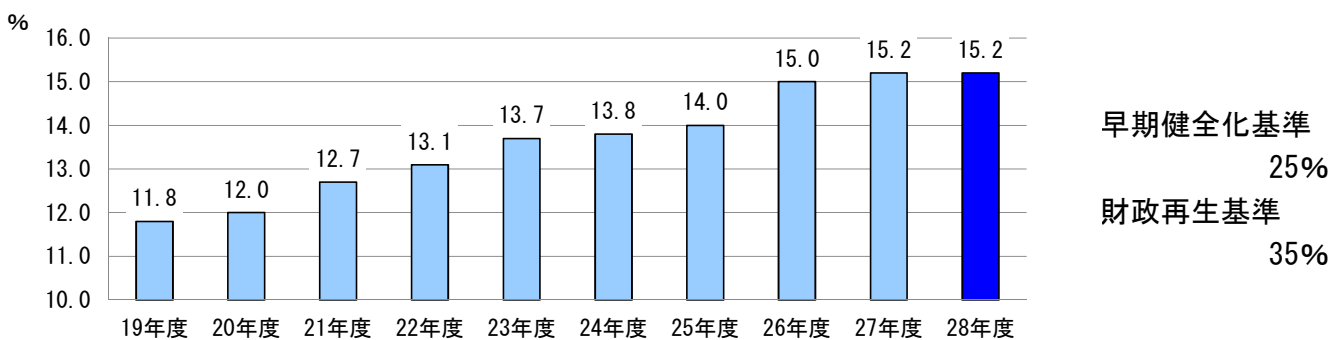
5 財政健全化法に基づく健全化判断比率

- 連結実質赤字比率は23年度以降生じていない。
- 実質公債費比率は、前年度と同様の15.2%、将来負担比率は、公営企業の市債残高の縮減等により、将来負担額が減少したことから、3.4ポイント減の226.2%

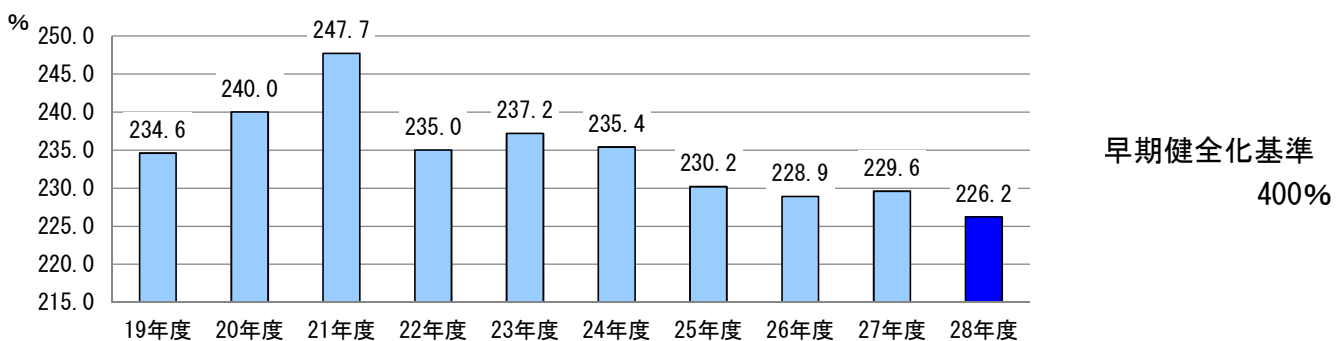
○全会計の連結実質収支の推移



○実質公債費比率の推移



○将来負担比率の推移



他都市比較で見る京都市財政の特徴

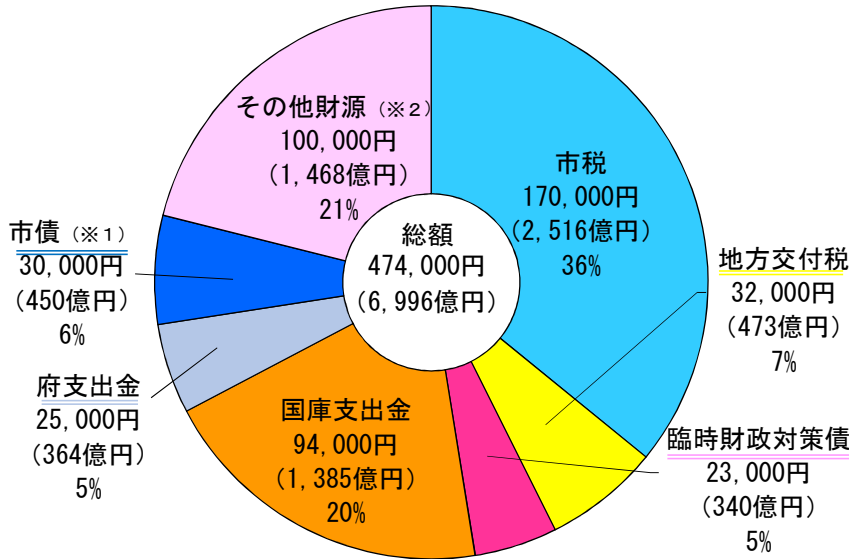
1 歳入

(注) 全国統一的な会計である普通会計分析による比較

歳入構成の特徴

- 市税は、歳入総額のほぼ1/3
- 他都市に比べて地方交付税及び臨時財政対策債に大きく依存

◆ 京都市の市民一人当たり歳入内訳



() 内数値は、本市歳入額を示しています。

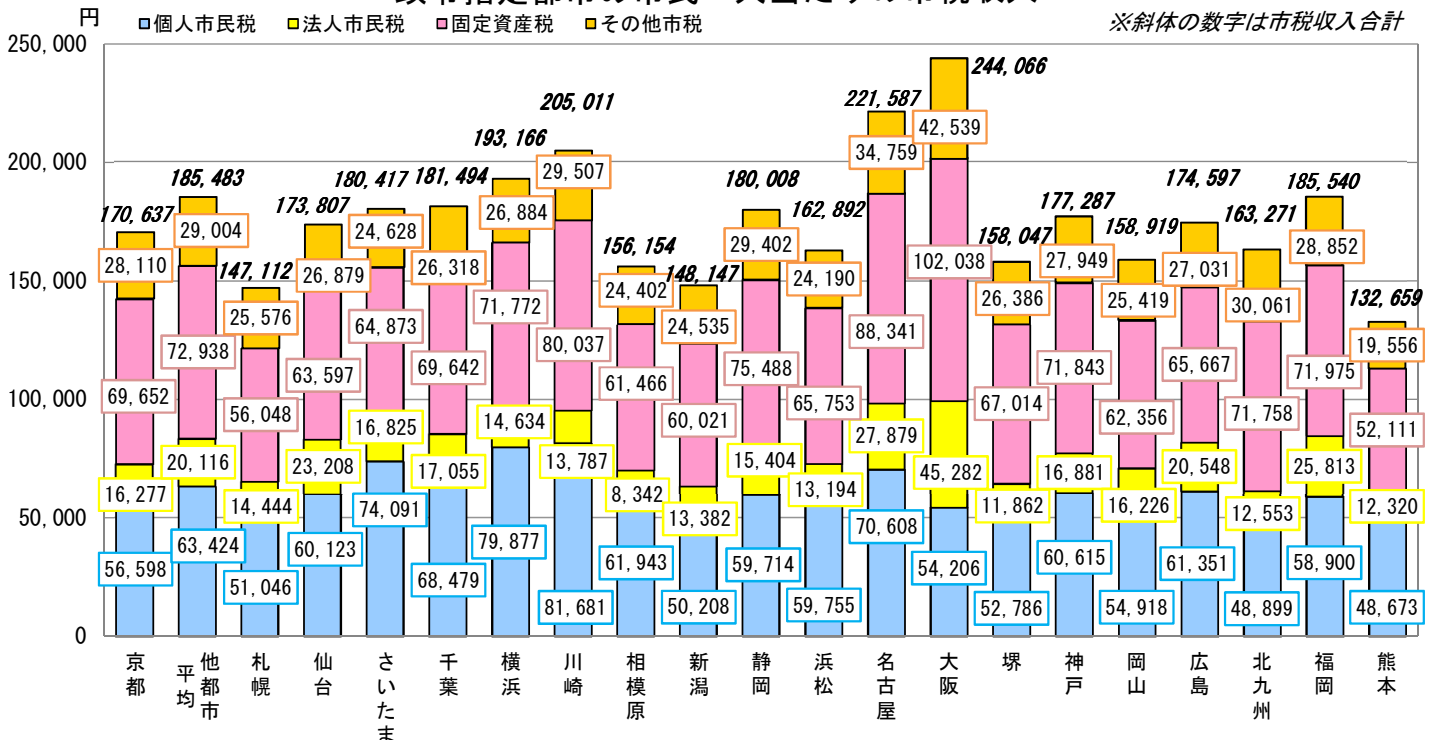
※1 市債は、臨時財政対策債を除いたものです。

※2 中小企業への金融支援のための融資制度 (中小企業金融対策預託金) に力を入れており、金融機関への預託金が年度末に返還されることから、その歳入 (市民一人当たり 34,000円 (498億円)) が多くを占めています。

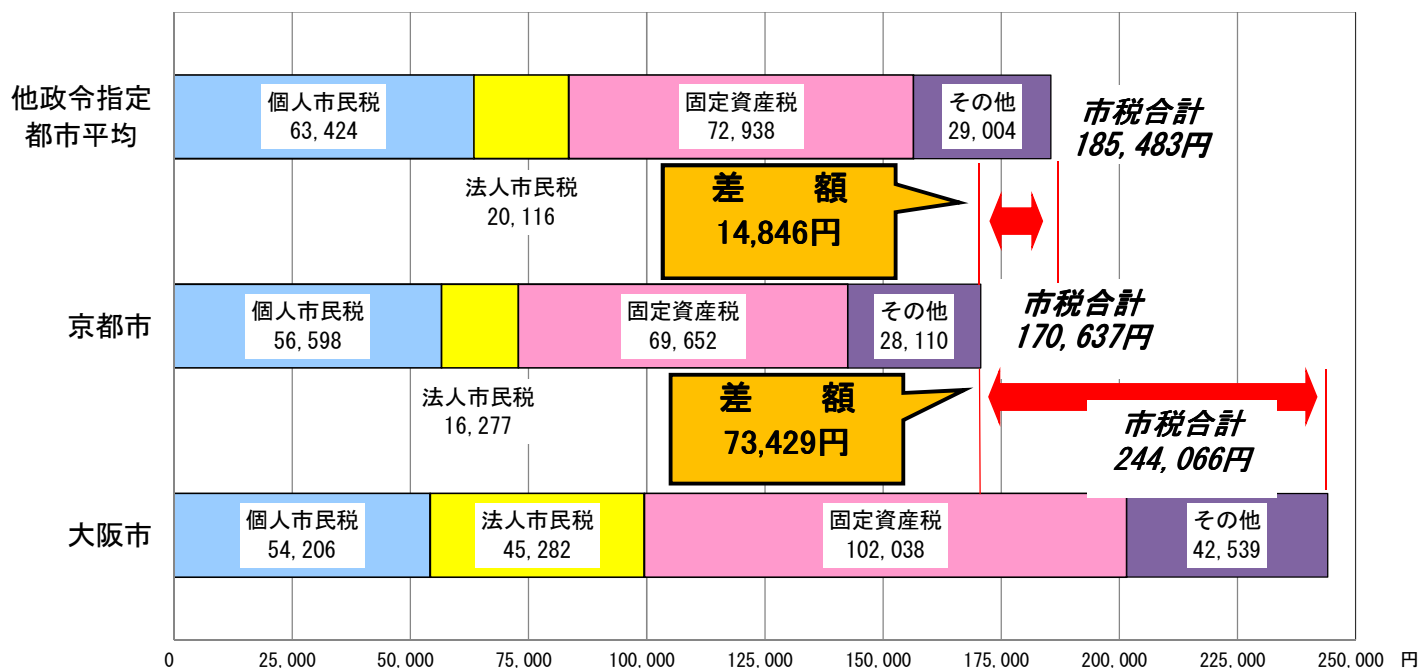
※3 一人当たりの歳入内訳は、千円単位に四捨五入しています。

(1) 市税

政令指定都市の市民一人当たりの市税収入

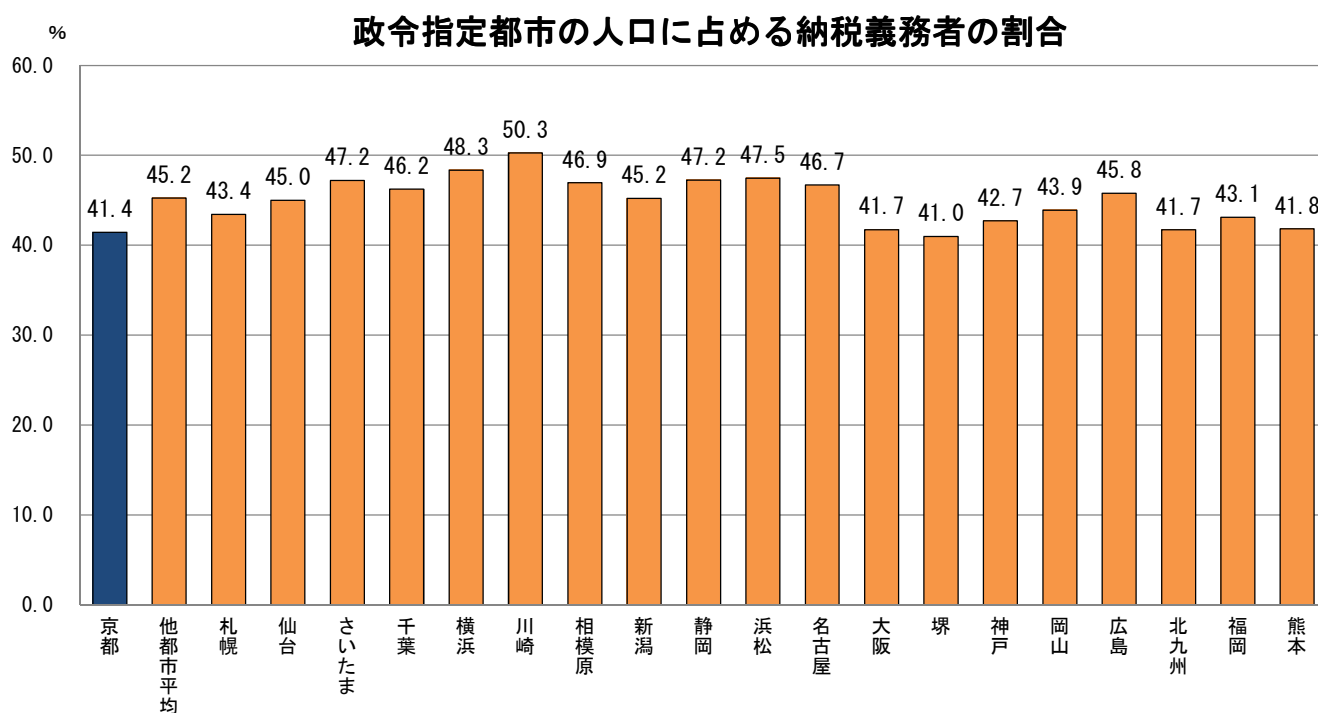


市民一人当たり市税収入



- 京都市の市民一人当たり市税収入は、他の指定都市の平均よりも約15,000円少なく、京都市の人口は約147万人なので、市税収入総額は221億円も少ないこととなります。
- **大阪市と比較すると**、本市の面積は約4倍で、市域の面積に応じて消防・防火等をはじめとした市で行うサービスの量が多い一方で、**市民一人当たりの市税収入は約73,000円下回っており、大阪市より約3割も少ないこととなります**（人口147万人で換算すると△1,073億円）。

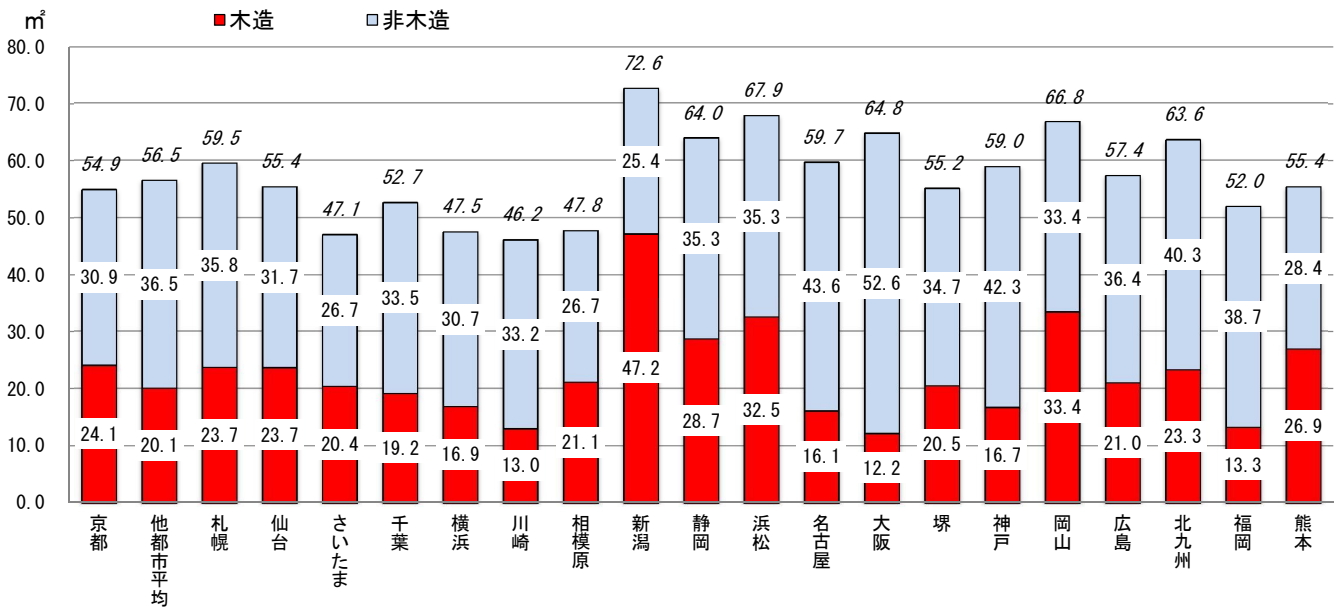
◆ 個人市民税が少ない要因



京都市は、市民の1割に相当する学生が学んでおり、指定都市の中で大学生数が1位となっていることや、高齢者の割合も約27%と高いことから、**指定都市の中で人口に占める納税義務者の割合が低くなっています。**

◆ 固定資産税が少ない要因

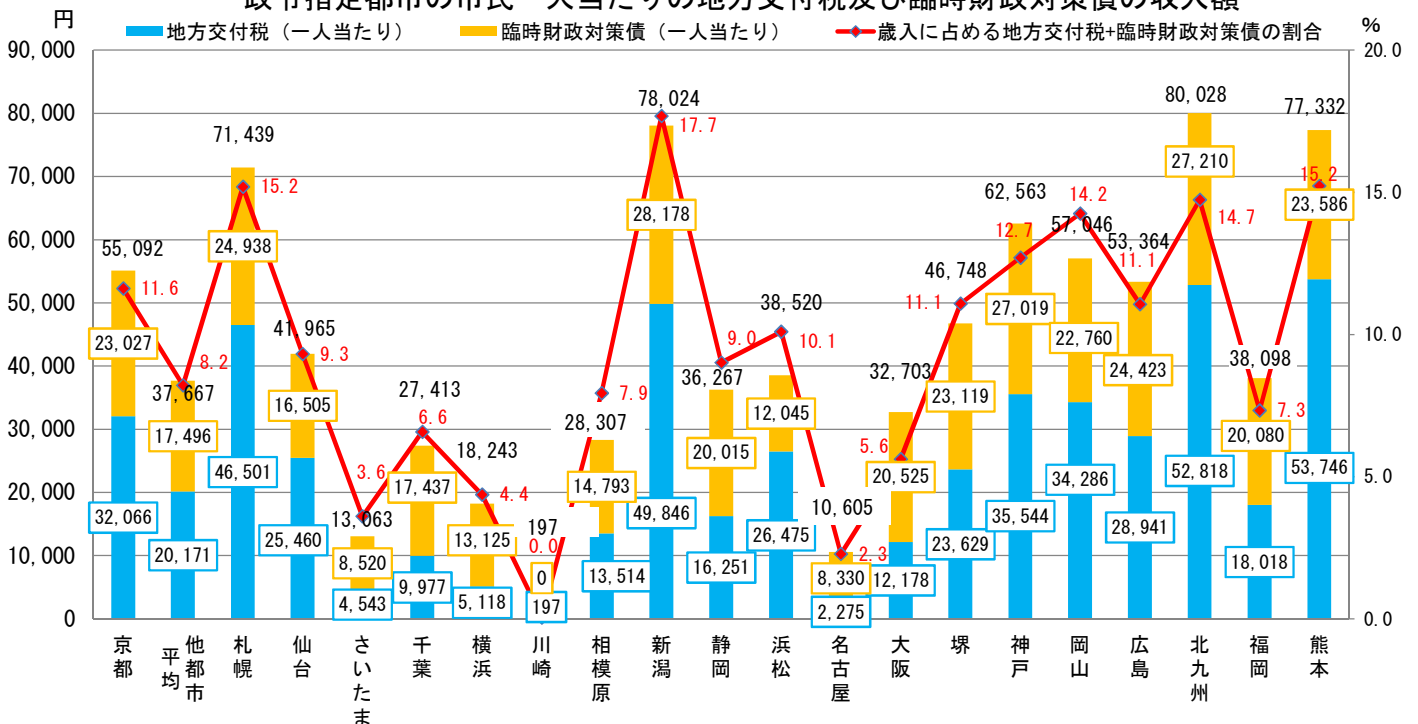
政令指定都市の市民一人当たり床面積



京都市は、数多くの歴史的資産や風情ある町並みが融合し、地域ごとに特色ある多様な景観を大切に受け継いできた歴史都市であり、土地の固定資産評価額の1㎡単価は指定都市の中で上位にあります。一方で、景観や住環境を保全するための建築物の高さ規制等の影響により、非木造家屋の市民一人当たりの床面積は、政令指定都市中6番目に低くなっています。

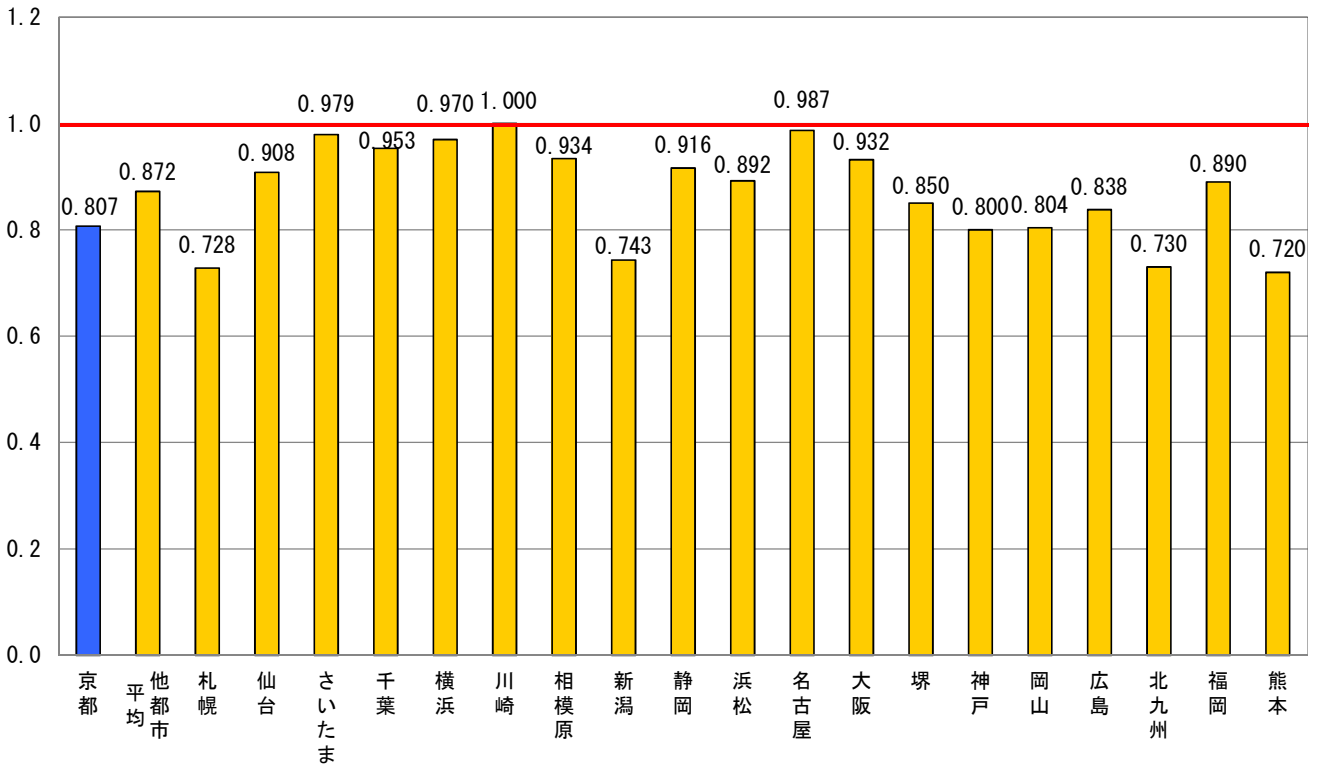
(2) 地方交付税及び臨時財政対策債

政令指定都市の市民一人当たりの地方交付税及び臨時財政対策債の収入額



京都市は、市税収入が少ない分、地方交付税及び臨時財政対策債に多くを依存しており、市民一人当たりの地方交付税等による収入は、他の指定都市平均の約1.5倍となっています。

政令指定都市の財政力指数

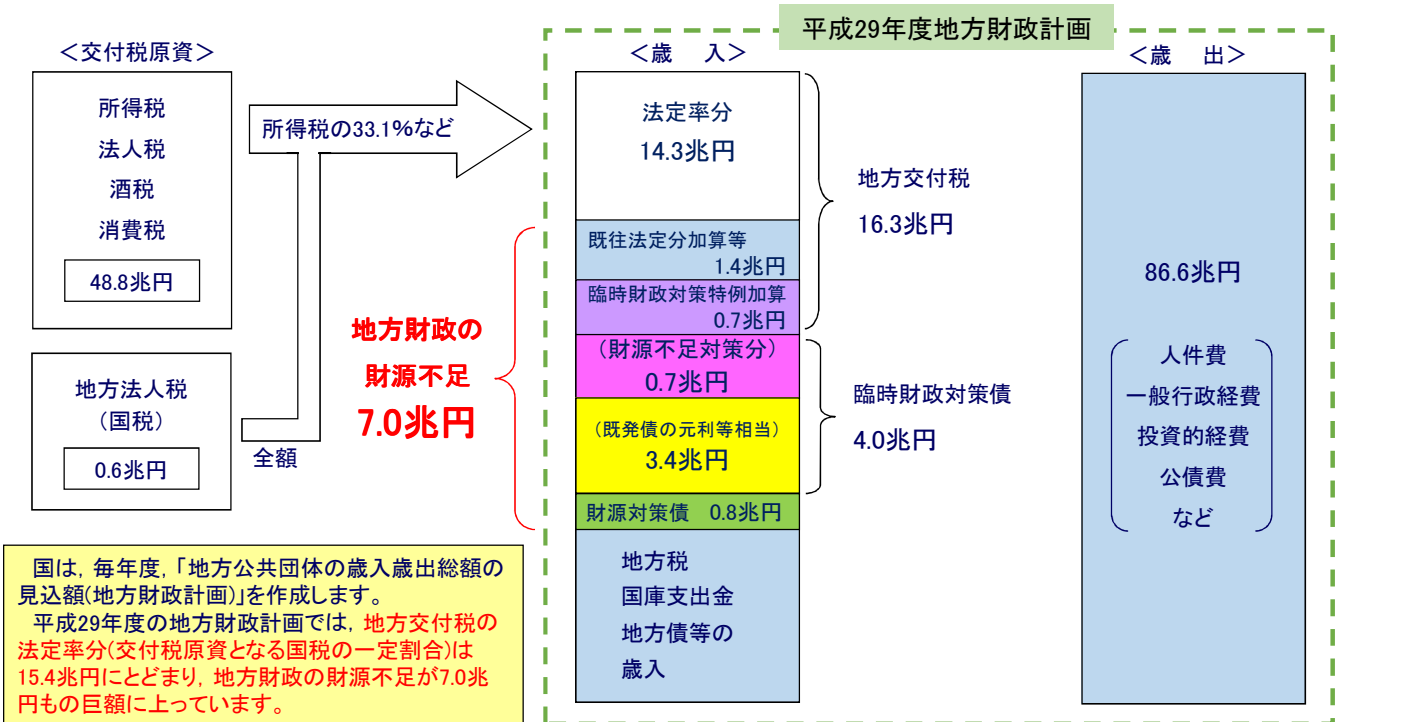


財政力指数は政令指定都市中7番目に低く、他の指定都市と比べても、国の地方交付税等に多くを依存しなければ、予算を編成できない状況にあります。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

◆ 地方交付税を取り巻く課題

地方財政全体で、**7.0兆円**もの巨額の財源不足！（平成29年度）法定率の引上げにより解消すべき！



国は、毎年度、「地方公共団体の歳入歳出総額の見込額(地方財政計画)」を作成します。
平成29年度の地方財政計画では、地方交付税の法定率分(交付税原資となる国税の一定割合)は15.4兆円にとどまり、地方財政の財源不足が7.0兆円もの巨額になっています。

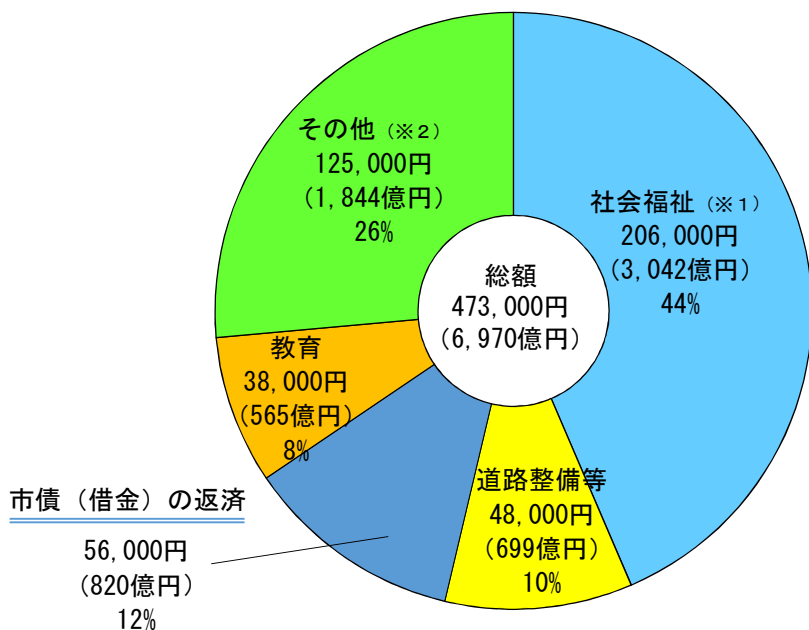
(注) 千億円未満を端数処理しているため、合計の一致しない箇所がある。

2 歳出

歳出構成の特徴（目的別分析）

→ 社会福祉に最も多くの経費が使われています

◆ 京都市の市民一人当たり目的別歳出



() 内数値は、本市目的別歳出額を示しています。

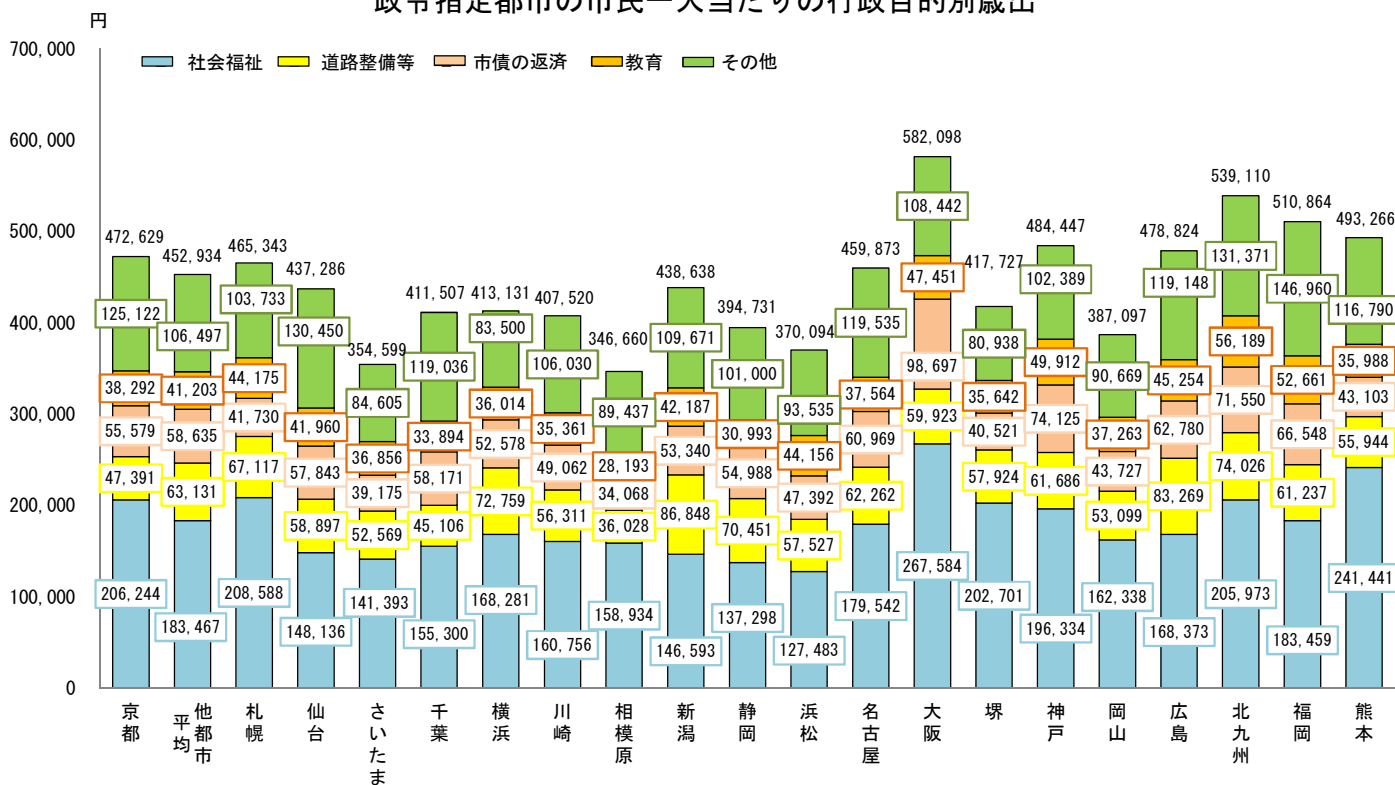
※1 社会福祉 = 児童福祉, 高齢者福祉, 障害者福祉, 生活保護など

※2 その他 = 保健・清掃等, 産業振興, 消防, 総務管理など

中小企業への金融支援のための融資制度 (中小企業金融対策預託金) に力を入れていることから, 金融機関への預託金に係る歳出 (市民一人当たり34,000円 (498億円)) が「その他」の多くを占めています。

※3 市民一人当たり目的別歳出の内訳は, 千円単位に四捨五入しています。

政令指定都市の市民一人当たりの行政目的別歳出

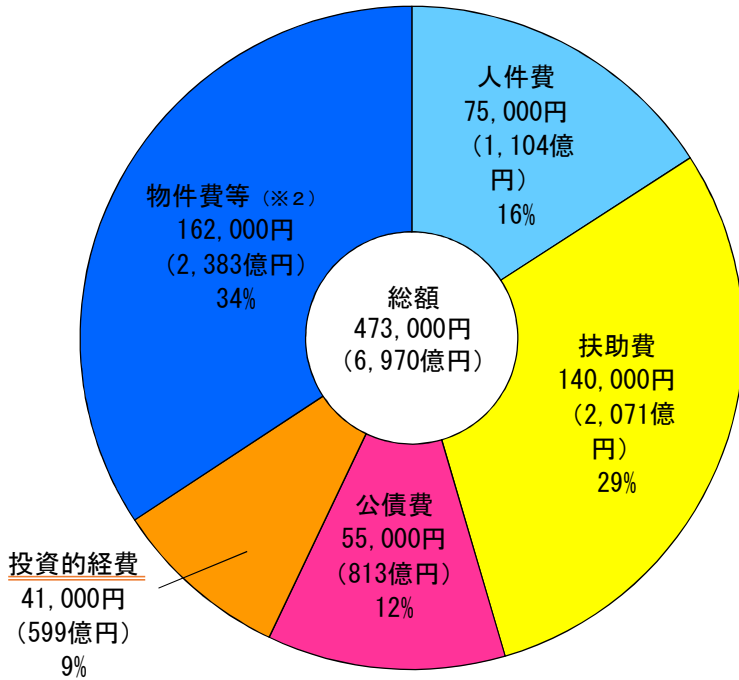


京都市の市民一人当たり歳出総額は、指定都市の中で7番目に高くなっており、行政目的別では、社会福祉費が指定都市の中で4番目に高くなっています。

歳出構成の特徴（性質別分析）

- 人件費や扶助費といった義務的経費（※1）に多くの経費が使われています

◆ 京都市の市民一人当たり性質別歳出



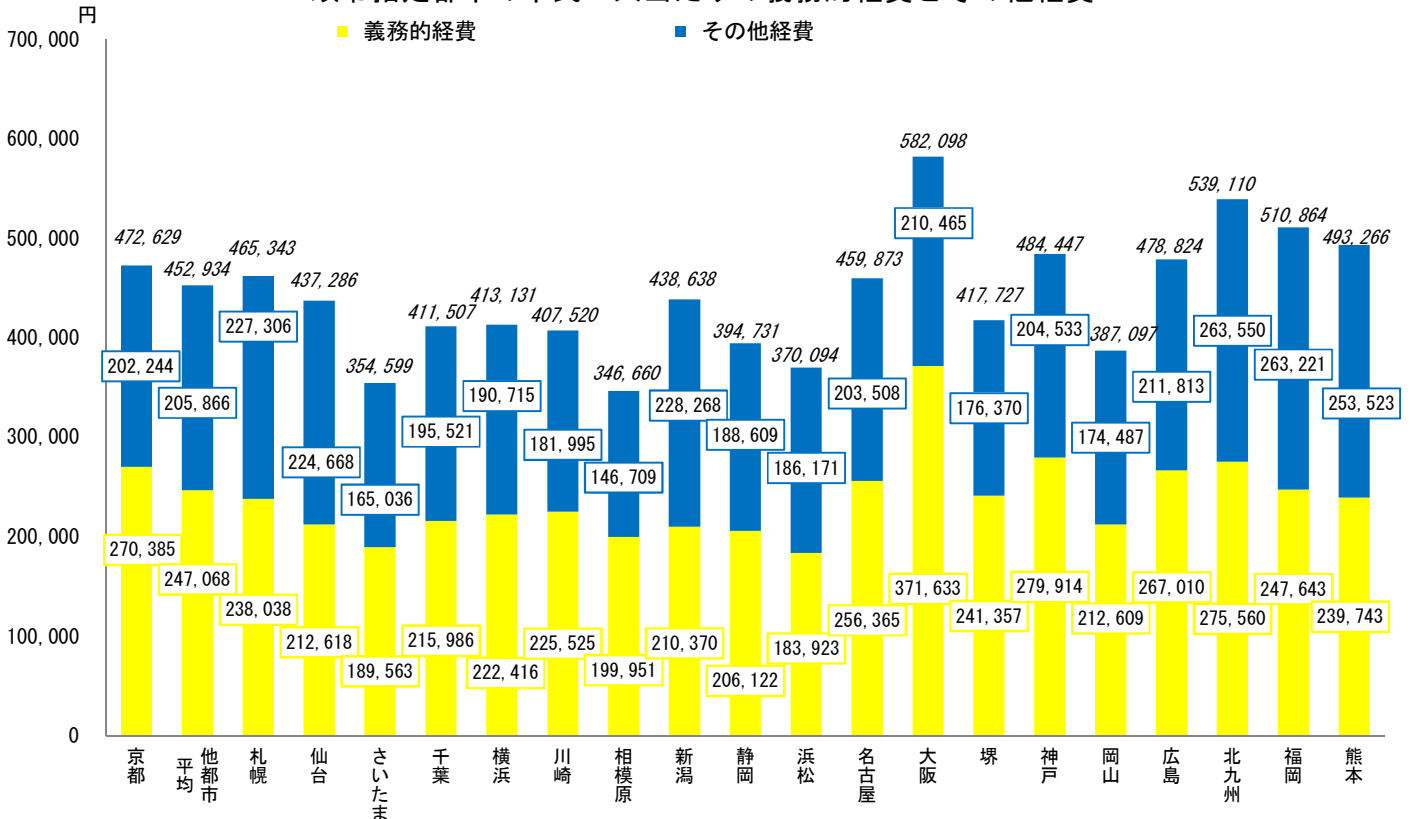
() 内数値は、本市性質別歳出額を示しています。

※1 義務的経費 = 人件費 + 扶助費 + 公債費

※2 中小企業への金融支援のための融資制度（中小企業金融対策預託金）に力を入れていることから、金融機関への預託金に係る歳出（市民一人当たり34,000円（498億円）が多くを占めています。

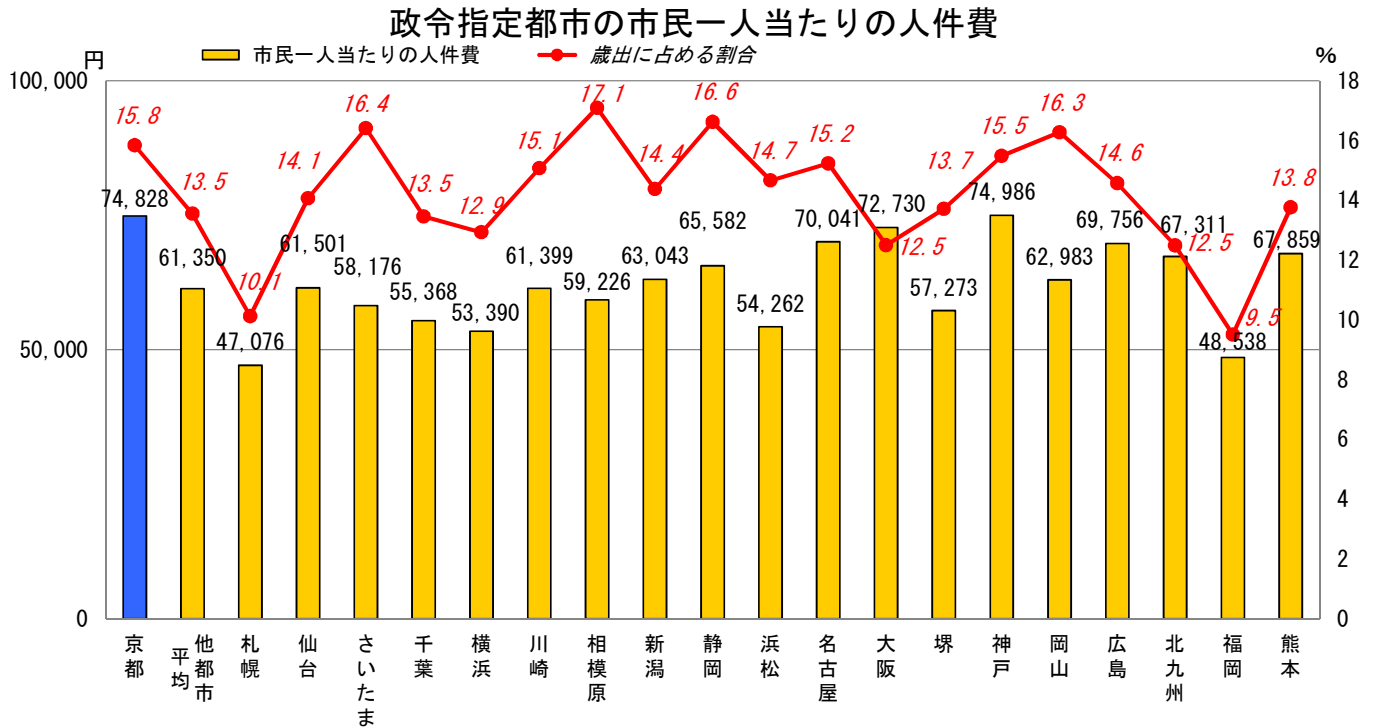
※3 市民一人当たり性質別歳出の内訳は、千円単位に四捨五入しています。

政令指定都市の市民一人当たりの義務的経費とその他経費



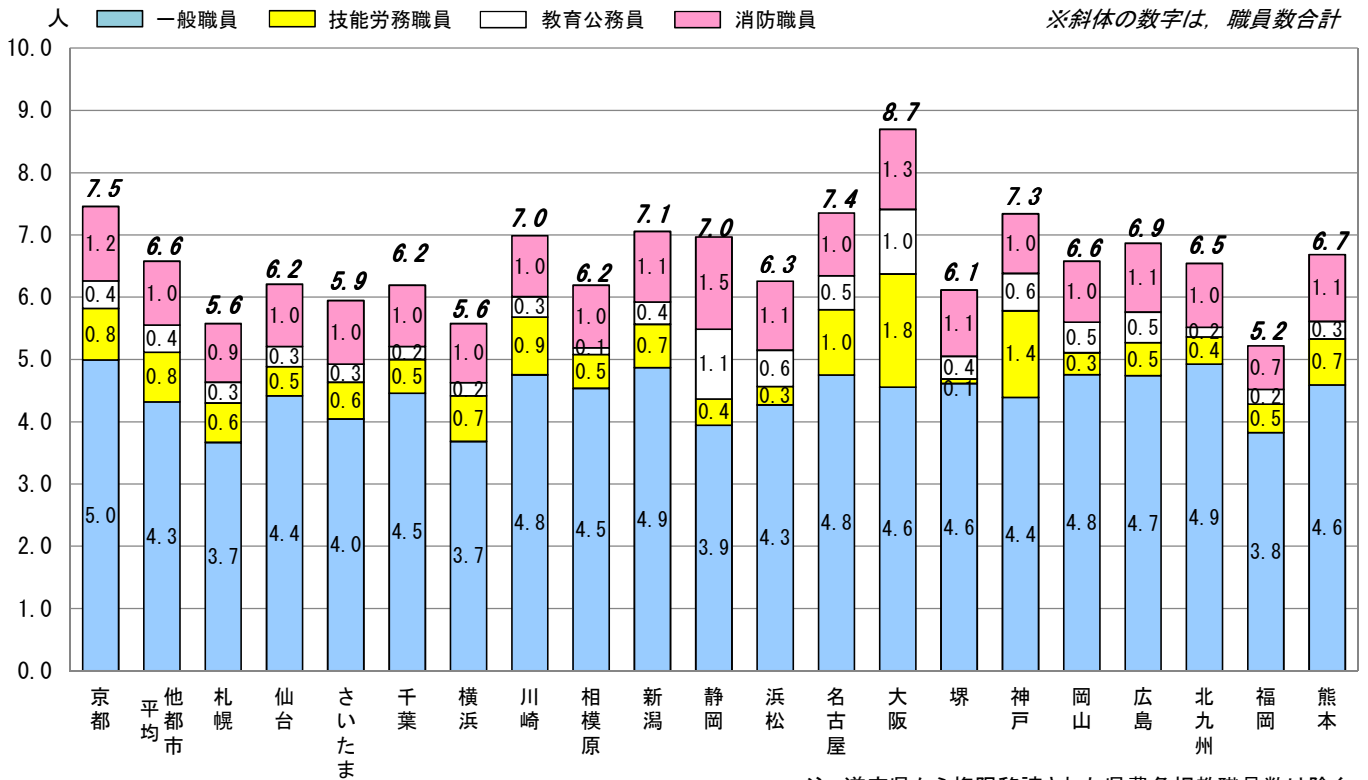
京都市の市民一人当たりの義務的経費は、指定都市の中で4番目に高くなっています。

(1) 人件費



職員数の削減などにより、京都市の市民一人当たり人件費は、前年度から減少していますが、指定都市の中で2番目に高くなっています。

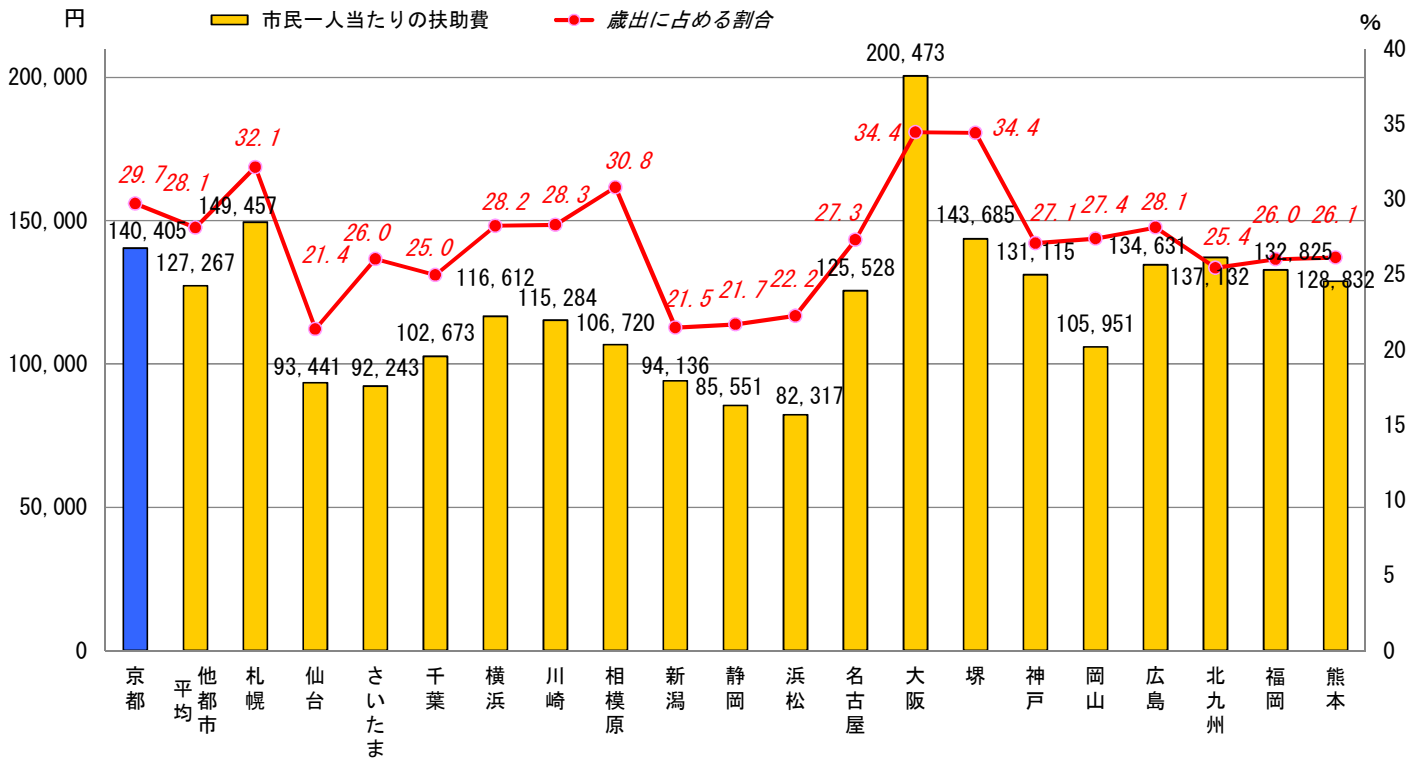
政令指定都市の市民千人当たりの職員数 (平成29年4月1日現在)



京都市の市民千人当たり職員数は、指定都市の中で2番目に多くなっています。

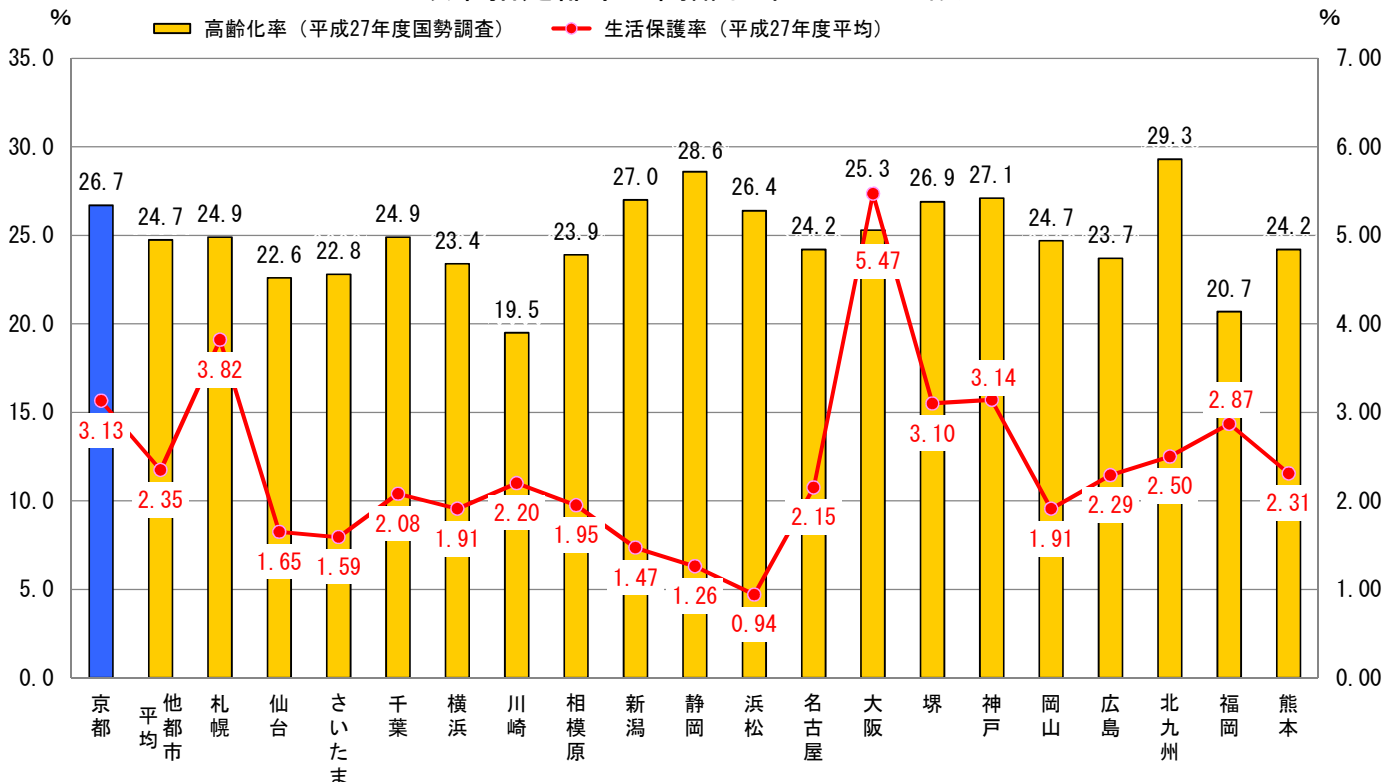
(2) 扶助費

政令指定都市の市民一人当たりの扶助費



京都市は、これまでから福祉に力を入れてきたことなどから、市民一人当たり扶助費は、指定都市の中で4番目に高くなっています。

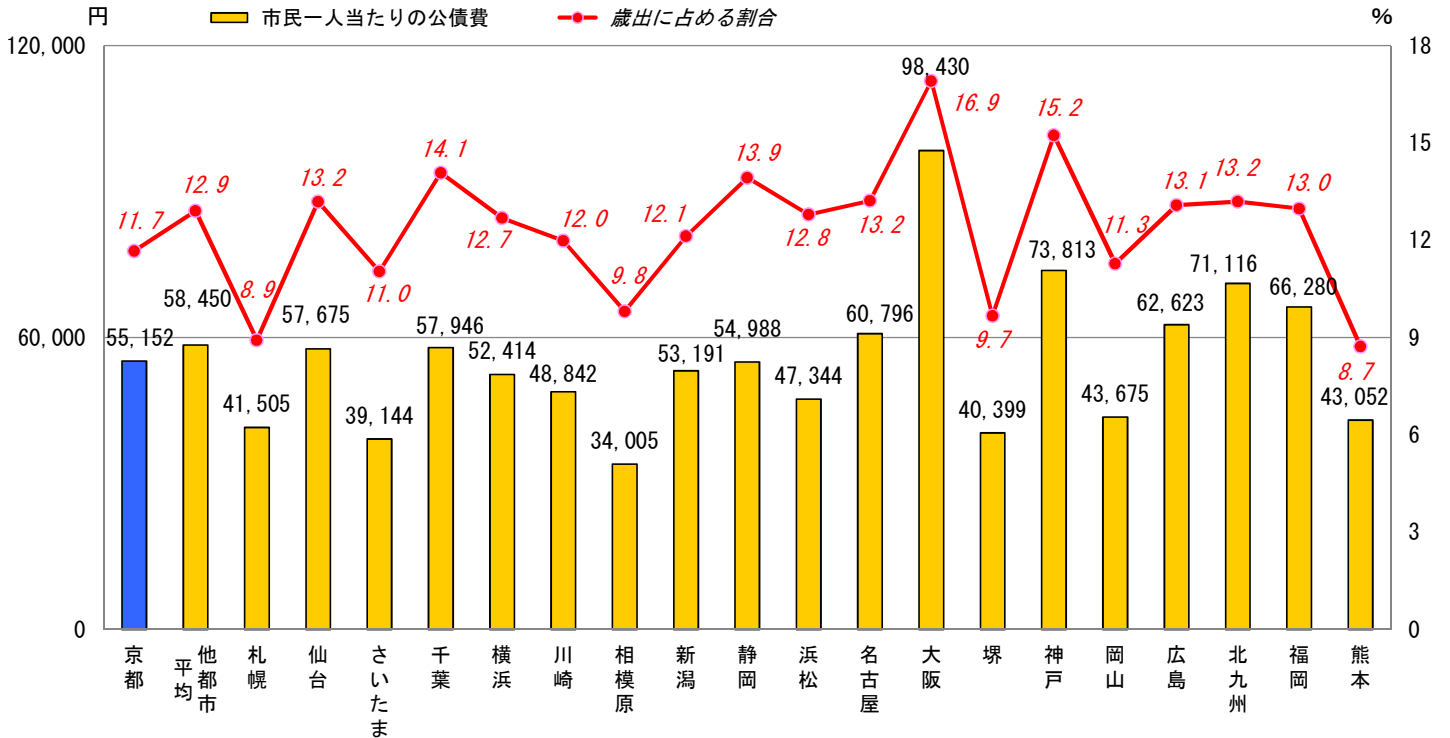
政令指定都市の高齢化率と生活保護率



京都市は、指定都市の中で、高齢化率は6番目に高くなっています。また、生活保護率は4番目に高くなっています。

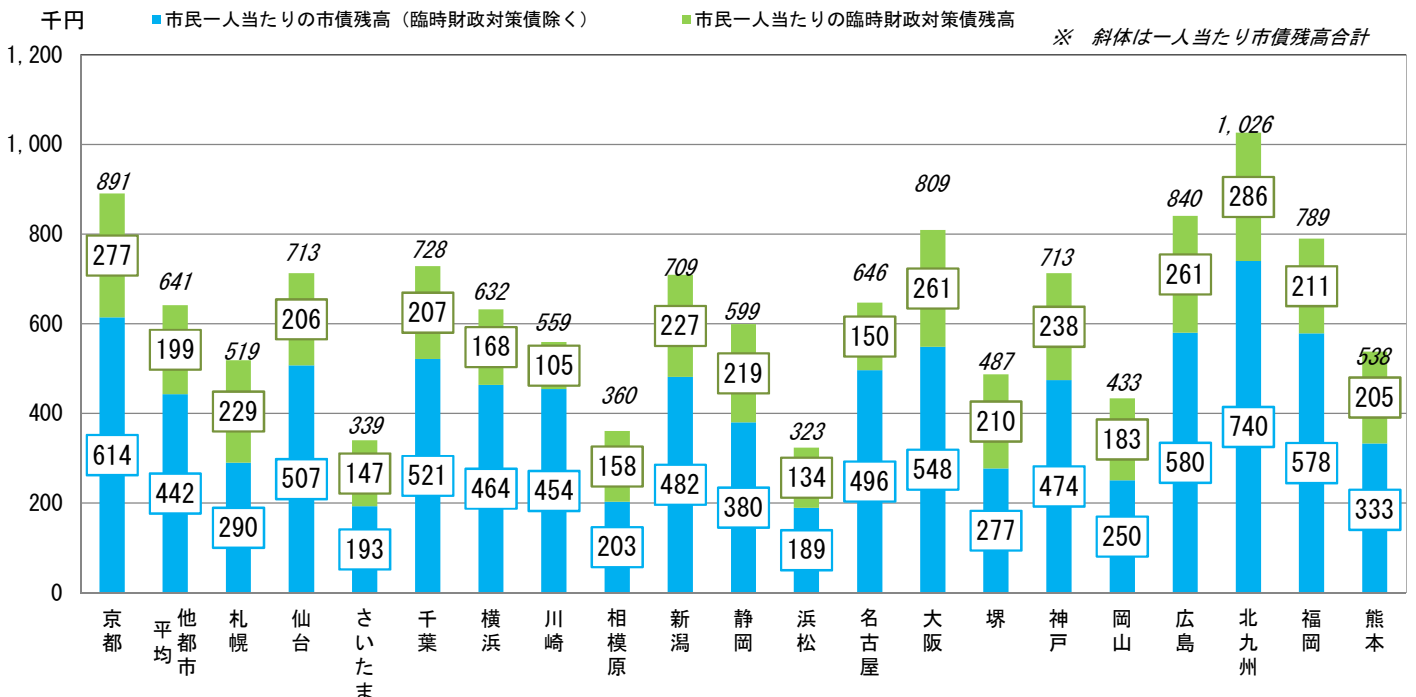
(3) 公債費

政令指定都市の市民一人当たりの公債費



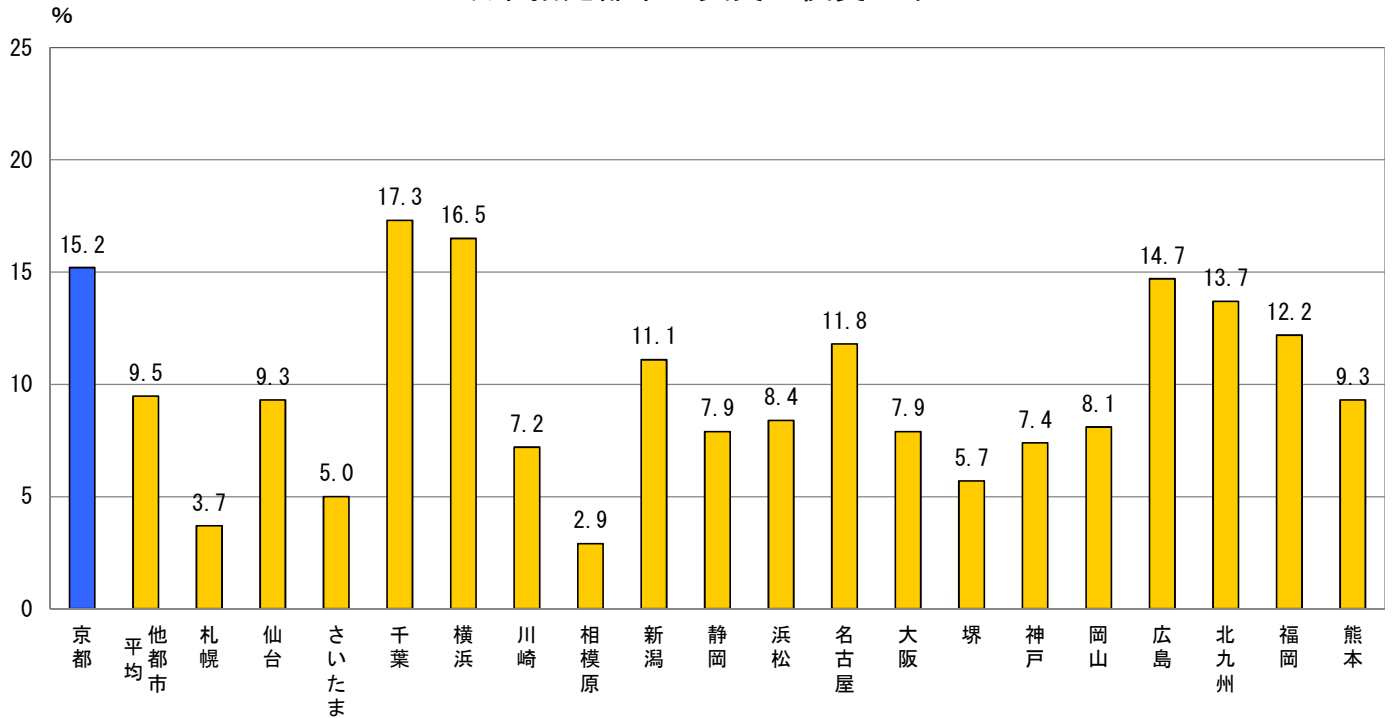
京都市の市民一人当たり公債費は、前年度から減少し、他都市平均を下回る水準にあります。

政令指定都市の市民一人当たり市債残高



京都市の市民一人当たり市債残高（臨時財政対策債除く）は、指定都市で多い方から2番目となっており、市債残高合計（臨時債含む）においても指定都市で多い方から2番目となっています。
 なお、新たに指定都市となった都市は、市債残高が少ないため、新しい指定都市が増えるほど平均が下がる傾向にあります。
 ※ 指定都市には、他の市町村にはない国道、道府県道の整備、維持等に係る仕事があります。

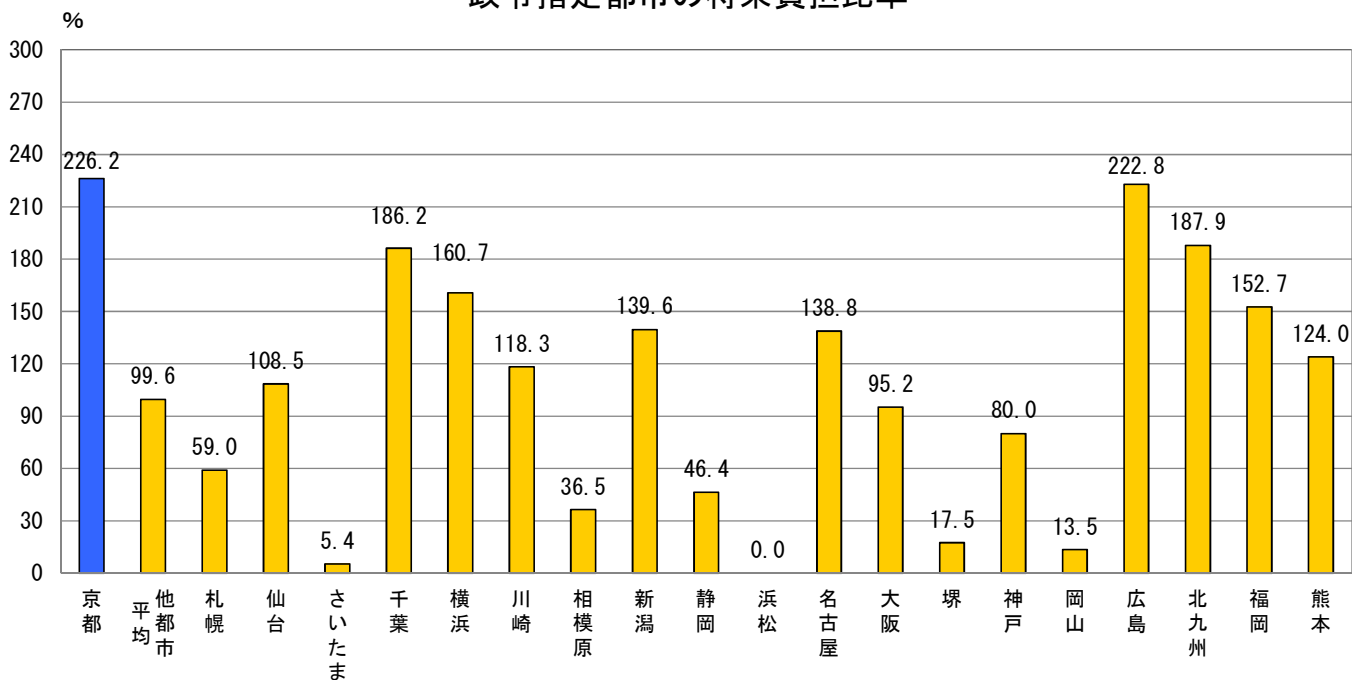
政令指定都市の実質公債費比率



実質公債費比率は、地下鉄や下水道などの公営企業の元利償還に対する繰出金も公債費に準じたものとして算定するため、指定都市は一般市に比べると総じて高い数値となっています。京都市は、交付税措置のない市債（地下鉄事業への経営健全化出資債、退職手当債、行政改革推進債など）の償還額が多くなっていることから、指定都市の中では3番目に高くなっています。

※ 9月4日時点の数値

政令指定都市の将来負担比率



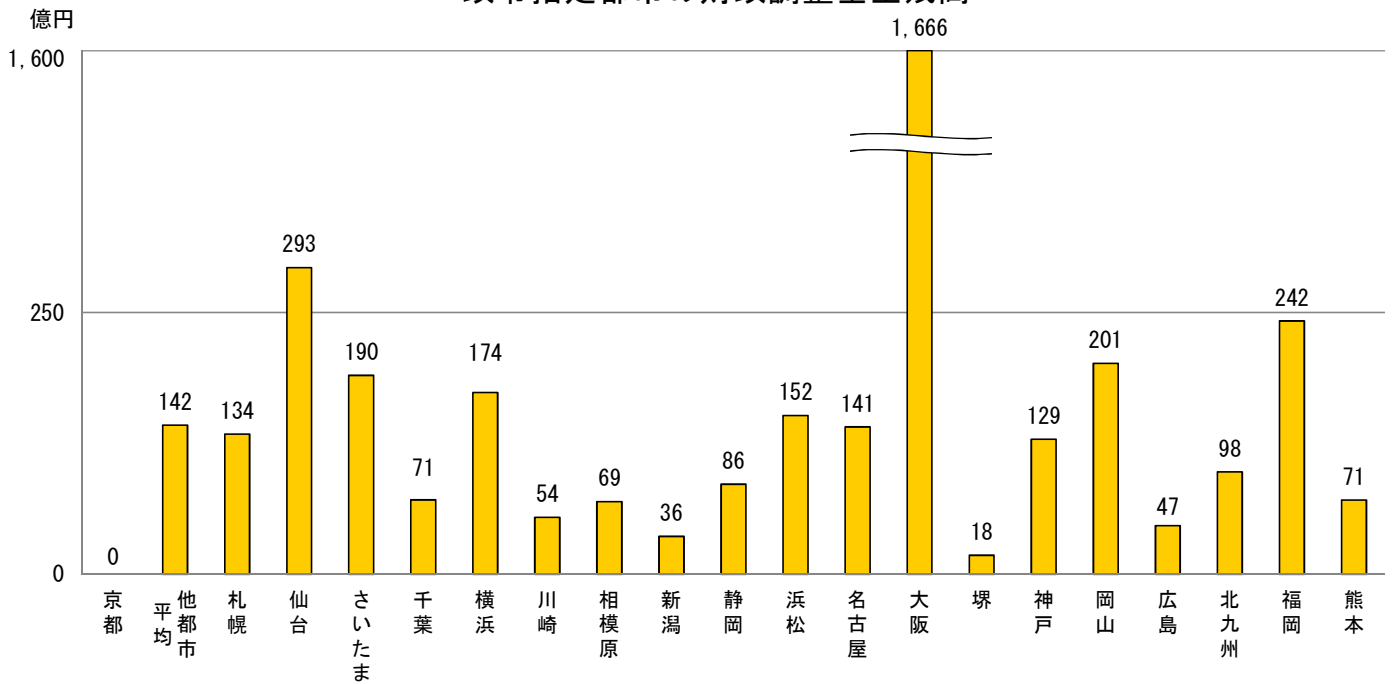
将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（市債残高（交付税措置される額を除く）、退職手当の支給予定額等）の標準財政規模に対する比率を示すもので、この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

京都市は、今後償還を行う交付税措置のない市債残高（地下鉄事業への経営健全化出資債、退職手当債、行政改革推進債など）が多くなっていることから、指定都市の中で最も高い水準になっています。

※ 9月4日時点の数値

3 財政調整基金残高

政令指定都市の財政調整基金残高



京都市の財政調整基金残高は、28年度決算において全額（2月補正後の残高8億円）取り崩したこともあり、**指定都市で最も少ない**状況となっています。

